

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
内閣02	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長
内閣03	国家戦略特区における所得控除制度の延長
内閣04	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長
内閣05	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① オフィス減税に係る過去の適用数（令和4年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 雇用促進税制に係る過去の適用数（令和4年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 雇用促進税制に係る過去の適用数について、租特透明化法に基づき把握される適用数と異なる適用数が記載されており、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① オフィス減税に係る過去の適用数（令和4年度）について、別紙1に算定根拠を記載しました。 ② 雇用促進税制に係る過去の適用数（令和4年度）について、別紙2に算定根拠を記載しました。 ③ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」記載の適用件数については、税額控除実施法人に係る基本控除の適用件数のほか、うち移転型企業に係る上乗せ控除の件数も記載されていますが、本税制は基本控除と上乗せ控除を合わせて1つの税制であるため、基本控除の件数のみ記載しております。事前評価書にもその旨を追記いたしました。
【点検結果】	①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① オフィス減税に係る将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 雇用促進税制に係る将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① オフィス減税に係る将来の適用数について、別紙1に算定根拠を記載しました。また、適用数について一部誤りがあったため、修正しました。 ② 雇用促進税制に係る将来の適用数について、別紙2に算定根拠を記載しました。

【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
--------	--

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① オフィス減税に係る過去の減収額（平成27年度から令和3年度の法人税（特別償却のみ）について、算定根拠（税率）が明らかにされていない。 ② オフィス減税に係る過去の減収額（令和4年度の法人税、法人事業税及び法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ③ 雇用促進税制に係る過去の減収額（令和4年度の法人税）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ④ 雇用促進税制に係る過去の減収額（平成27年度から30年度及び令和4年度の法人住民税）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① オフィス減税に係る過去の減収額（平成27年度から令和3年度の法人税（特別償却のみ）について、別紙1に算定根拠を記載しました。 ② オフィス減税に係る過去の減収額（令和4年度の法人税、法人事業税及び法人住民税）について、別紙1に算定根拠を記載しました。 ③ 雇用促進税制に係る過去の減収額（令和4年度の法人税）について、別紙2に算定根拠を記載しました。 ④ 雇用促進税制に係る過去の減収額（平成27年度から30年度及び令和4年度の法人住民税）について、別紙2に算定根拠を記載しました。
【点検結果】	①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① オフィス減税に係る将来の減収額について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 雇用促進税制に係る将来の減収額について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① オフィス減税に係る将来の減収額について、別紙1に算定根拠を記載しました。また、減収額について一部誤りがあったため、修正しました。 ② 雇用促進税制に係る将来の減収額について、別紙2に算定根拠を記載しました。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成27年度～令和6年度累計）：40万人）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 将来の効果を過去の効果の年度平均を踏まえて予測しました。 また、当該効果が将来も同様に推移していくことが見込まれますので、その旨を記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税1)
		②: 上記以外の税目 (所得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。 (1)特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度(オフィス減税) (2)整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)
		《要望の内容》 企業の地方移転・地方拠点の強化を促進し、地方における雇用創出等を図るため、地方における企業拠点の強化を促進する税制措置(地方拠点強化税制)の適用期限を延長(2年間)する。また、女性・若者にとって魅力的な雇用の創出を強化する等の観点から、以下の拡充を行う。 ・特定業務施設の拡充 - 商業事業部門・サービス事業部門等の追加 - 他の特定業務施設と併せて整備する育児支援施設等の追加 ・雇用促進税制の適用期間の起算年度の見直し 等
		《関係条項》 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第五号、第十七条の二 地方税法第二十三条第一項第四号、第七十二条の二十三第一項
5	担当部局	内閣府 地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:平成27年10月2日(※)～令和8年3月31日 (※本税制関連の地域再生計画の初認定日)
7	創設年度及び改正経緯	○平成27年度 ・創設 (1) オフィス減税の創設 (取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設)

		(2) (地方拠点強化税制における)雇用促進税制の創設 (地域再生法の認定地域再生計画に基づく「整備計画」の認定事業者に対する特別控除を上乘せ措置として拡充) ○平成28年度 ・拡充(雇業者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充) ○平成29年度 ・拡充(オフィス減税の減税率について、移転型事業は7%、拡充型事業は4%(平成27、28年度と同水準)に維持。雇用促進税制について、無期雇用かつフルタイムに対する控除額の上乗せ。等) ○平成30年度 ・適用期間の延長(2年間) ・拡充(移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加。「整備計画」認定時の雇業者増加要件を10人(中小5人)から5人(中小2人)とする要件緩和。等) ○令和2年度 ・適用期間の延長(2年間) ・拡充(雇用促進税制について、移転型事業の税額控除額を3年間で最大150万円から170万円に拡充、企業全体の給与総額の増加に関する要件を廃止。等) ○令和4年度 ・適用期間の延長(2年間) ・拡充(情報サービス事業部門の追加、オフィス減税の対象となる地方拠点の整備期間を2年以内から3年以内に延長。等)
8	適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の事務所、研究所、研修所の東京23区から地方への全部又は一部移転や、地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用の創出等を図る。 《政策目的の根拠》 ・地域再生法(平成17年法律第24号)第1条 「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」
		・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条 「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている。

	<p>・デジタル田園都市国家構想総合戦略 (令和4年12月23日閣議決定) 「地方において雇用を創出し、地方への人の流れを生み出すため、地方拠点強化税制等について周知・広報を進めるとともに、地方公共団体や産業界等との連携を強化しつつ、サテライトオフィス等の整備や移住支援事業等の関係施策と合わせ、活用を促進することにより、企業にデジタル技術等も活用した本社機能の配置の見直し等の検討を促し、企業の地方移転等の更なる推進を図る。」</p> <p>・経済財政運営と改革の基本方針2023 (令和5年6月16日閣議決定) 「地方拠点強化税制を活用し企業の地方移転を促す。」</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数(2015～2024年度累計):3万人※改訂前の目標</p> <p><アウトプット> ・地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計(平成27～令和9年度累計):4万人※現在の目標 ※整備計画の認定を受けた企業が対象。 ※本制度の分析対象期間(令和8年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「13年間」の年限の11年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を(3,077人×11年間=)「33,847人」とすることになると想定。</p> <p><アウトカム> ・東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計(平成27年度～令和6年度累計):40万人※現在の目標</p> <p>※本制度の分析対象期間(令和8年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、40万人目標が平成27年度～令和6年度までのものであることから、令和8年3月31日まで引き伸ばし「44万人」とすることになると想定。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から認定を受けた「整備計画」においては、令和5年6月末現在で、26,962人の雇用を地方で創出することが見込まれており、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献している。 目標値の年度ごとの達成率は、下記「有効性等」のうち「④効果」に記載のとおり、多数の年度において100%以上の達成率を実現しており、順調に推移している。本制度の分析対象期間(令和8年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「13年間」の年限の11年目までに当たることを踏ま</p>

		<p>え、アウトプットとして雇用創出数を「33,847人」とすることになると想定される。上記のとおり、令和5年6月末現在で、26,962人の雇用を地方で創出することが見込まれていることから、既に目標値(分析対象期間ベース)の8割を達成していることになる。また、アウトカムとしては、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計については、平成27年10月～令和3年6月までにおいて、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計(平成27年度～令和6年度累計)は目標40万人に対して、令和3年6月現在で298,231人となっており、目標の約7割を達成している。</p>																																																																																																
10 有効性等	①: 適用数	<p><適用件数> ○オフィス減税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>2件</td> <td>4件</td> <td>7件</td> <td>5件</td> <td>13件</td> <td>7件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>2件</td> <td>16件</td> <td>24件</td> <td>19件</td> <td>27件</td> <td>27件</td> <td>19件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4件</td> <td>20件</td> <td>31件</td> <td>24件</td> <td>40件</td> <td>34件</td> <td>26件</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>4件</td> <td>12件</td> <td>8件</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>21件</td> <td>31件</td> <td>24件</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25件</td> <td>43件</td> <td>32件</td> <td>32件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】平成27～令和3年度:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、令和4年度以降:認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計(別紙1参照)。 ※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。</p> <p>○雇用促進税制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税額控除</td> <td>7件</td> <td>5件</td> <td>7件</td> <td>9件</td> <td>7件</td> <td>10件</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7件</td> <td>5件</td> <td>7件</td> <td>9件</td> <td>7件</td> <td>10件</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>4件</td> <td>12件</td> <td>8件</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>21件</td> <td>31件</td> <td>24件</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25件</td> <td>43件</td> <td>32件</td> <td>32件</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	特別償却	2件	4件	7件	5件	13件	7件	7件	税額控除	2件	16件	24件	19件	27件	27件	19件	合計	4件	20件	31件	24件	40件	34件	26件		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	特別償却	4件	12件	8件	8件	税額控除	21件	31件	24件	24件	合計	25件	43件	32件	32件		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	税額控除	7件	5件	7件	9件	7件	10件	4件	合計	7件	5件	7件	9件	7件	10件	4件		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	特別償却	4件	12件	8件	8件	税額控除	21件	31件	24件	24件	合計	25件	43件	32件	32件
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																											
特別償却	2件	4件	7件	5件	13件	7件	7件																																																																																											
税額控除	2件	16件	24件	19件	27件	27件	19件																																																																																											
合計	4件	20件	31件	24件	40件	34件	26件																																																																																											
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																																																														
特別償却	4件	12件	8件	8件																																																																																														
税額控除	21件	31件	24件	24件																																																																																														
合計	25件	43件	32件	32件																																																																																														
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																											
税額控除	7件	5件	7件	9件	7件	10件	4件																																																																																											
合計	7件	5件	7件	9件	7件	10件	4件																																																																																											
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																																																														
特別償却	4件	12件	8件	8件																																																																																														
税額控除	21件	31件	24件	24件																																																																																														
合計	25件	43件	32件	32件																																																																																														

	税額 控除	7件	5件	5件	5件		
	合計	7件	5件	5件	5件		
<p>【出典】平成27～令和3年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」記載の適用件数のうち税額控除実施法人に係る基本控除の適用件数を記載（同報告書記載の適用件数のうち移転型の上乗せ控除の件数については基本控除を前提としており、税制としては基本控除と合わせて1つであるため記載していない）、令和4年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計（別紙2参照）。</p> <p>※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。</p>							
②：適用額	○オフィス減税						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
損金算入額	300,897 千円	137,268 千円	280,514 千円	197,049 千円	517,799 千円	534,705 千円	358,604 千円
税額控除額	79,363 千円	1,550,067 千円	1,466,314 千円	680,278 千円	895,747 千円	730,522 千円	1,294,477 千円
合計	380,260 千円	1,687,335 千円	1,746,828 千円	877,327 千円	1,413,546 千円	1,265,227 千円	1,653,081 千円
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
損金算入額	378,662 千円	552,521 千円	429,929 千円	429,929 千円			
税額控除額	416,106 千円	1,217,552 千円	976,045 千円	976,045 千円			
合計	794,768 千円	1,770,073 千円	1,405,974 千円	1,405,974 千円			
<p>【出典】平成27～令和3年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和4年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計（別紙1参照）。</p> <p>※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。</p>							
	○雇用促進税制						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
税額控除	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円	51,396 千円	39,539 千円	3,036 千円

合計	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円	51,396 千円	39,539 千円	3,036 千円
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
税額控除	25,900 千円	25,400 千円	18,112 千円	18,112 千円			
合計	25,900 千円	25,400 千円	18,112 千円	18,112 千円			
<p>【出典】平成27～令和3年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和4年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。</p> <p>※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。</p>							
③：減収額	○オフィス減税						
	特別償却・ 税額控除	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
国税（法人税）	特別償却	69.8 百万円	31.8 百万円	65.1 百万円	45.7 百万円		
	税額控除	79.3 百万円	1,550.1 百万円	1,466.3 百万円	680.3 百万円		
地方税		27.8 百万円	14.1 百万円	27.0 百万円	20.3 百万円		
法人住民税		10.3 百万円	5.6 百万円	13.1 百万円	8.1 百万円		
法人事業税		17.5 百万円	8.5 百万円	13.9 百万円	12.2 百万円		
計		177.0 百万円	1,596.0 百万円	1,558.4 百万円	746.3 百万円		
	特別償却・ 税額控除	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
国税（法人税）	特別償却	120.1 百万円	124.0 百万円	83.1 百万円	87.9 百万円		
	税額控除	895.7 百万円	730.5 百万円	1,294.5 百万円	416.1 百万円		
地方税		47.1 百万円	38.2 百万円	34.3 百万円	41.3 百万円		
法人住民税		19.0 百万円	20.6 百万円	11.3 百万円	35.3 百万円		
法人事業税		28.1 百万円	17.6 百万円	23.0 百万円	6.0 百万円		
計		1,063.0 百万円	892.8 百万円	1,411.9 百万円	545.3 百万円		
	特別償却・ 税額控除	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
国税	特別償却	128.2	99.7	99.7			

(法人税)		百万円	百万円	百万円
	税額控除	1,217.6 百万円	976.0 百万円	976.0 百万円
地方税	-	102.9 百万円	82.1 百万円	82.1 百万円
法人 住民税	-	94.2 百万円	75.3 百万円	75.3 百万円
法人 事業税	-	8.7 百万円	6.8 百万円	6.8 百万円
計	-	1,448.7 百万円	1,157.8 百万円	1,157.8 百万円

【出典等】平成 27～令和3年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」をもとに記載。ただし特別償却については、法人税率を乗じて推計(別紙 1 参照)。

令和4年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計(別紙 1 参照)。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて推計(別紙 1 参照)。

※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。

○雇用促進税制

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 年度	令和 2年度
国税 (法人税)	3.8 百万円	4.9 百万円	49.1 百万円	23.7 百万円	51.4 百万円	39.5 百万円
地方税 (法人住民税)	0.2 百万円	0.2 百万円	2.0 百万円	1.0 百万円	1.9 百万円	0.6 百万円
計	3.9 百万円	5.1 百万円	51.1 百万円	24.7 百万円	53.3 百万円	40.2 百万円

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
国税 (法人税)	3.0 百万円	25.9 百万円	25.4 百万円	18.1 百万円	18.1 百万円
地方税 (法人住民税)	0.2 百万円	1.8 百万円	1.8 百万円	1.3 百万円	1.3 百万円
計	3.2 百万円	27.7 百万円	27.2 百万円	19.4 百万円	19.4 百万円

【出典等】国税は、平成 27～令和 3 年度:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)、令和 4 年度以降:認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計(別紙 2 参照)。

地方税は、令和元年度～令和3年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」をもとに記載し、令和4年度以降は、「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて推計(別紙 2 参照)。平成 30 年度以前は旧雇用促進税に係る適用実績が含まれていると思料されるため、令和元年度～3年度の国税と地方税の比の平均値を国税に乗じて推計した値を記

	載(別紙 2 参照)。 優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。 ※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>アウトプット達成目標である「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計(平成 27～令和9年度累計):4万人」という達成目標に対して、令和5年6月末現在で、26,962 人の雇用を地方で創出することが見込まれており、すでに達成目標の6割以上を実現している。また本制度の分析対象期間終了までの暫定的な目標値(「33,847 人」の雇用創出)を想定した場合、既に目標値(分析対象期間ベース)の約 8 割を達成していることになる。</p> <p>また、アウトカム達成目標である東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計については、平成 27 年 10 月～令和 3 年 6 月までにおいて、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計(平成 27 年度～令和 6 年度累計)は目標 40 万人に対して、令和 3 年 6 月現在で 298,231 人となっており、目標の約 7 割を達成している。</p> <p>この雇用創出数は、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献するものである。</p> <p>○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由</p> <p>前回の政策評価時(令和3年度)においては、達成目標に「地域再生法に基づく認定を受けた「整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」(平成 27～令和6年度累計):3万人」にしていた。しかし、令和 4 年にデジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年 12 月 23 日閣議決定)を策定する際、令和4年 10 月末時点で 25,055 人の実績が挙がっており、目標達成が1年早まることが見込まれたため、目標達成年限を令和6年から令和9年に延長し、増加数も従前の達成目標よりももう一歩高くすべく、「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計(前回達成目標から平易な表現に変更したが、内容変更は無い):4万人」に上方修正を行った。</p> <p>加えて将来的な効果見込みとして、過去8年間において創出した雇用数の平均は 3,000 人を超過(約 3,306 人)している。同様のペースで進捗すれば、目標年限(13 年間の目標値としても、分析対象期間をベースとした 11 年間の目標値としても、目標値達成のために必要な年度平均の雇用創出数は「3,077 人」であることからの目標達成は十分期待できる。他方で、地方における人材採用の厳しさは根本的に変わっておらず、足下の状況を踏まえた制度の不断の見直しを引き続き図ることで、政策目的の達成を図るべきであると認識している。</p> <p>また、今回の政策評価時(令和5年度)においては、「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計:4万人」をアウトプットとし、アウトカムとして「企業の本社機能を有する事務所等の東京 23 区から地方への移転又は地方拠点の拡充を通じて、地方において雇用を創出する」という政策目標の実現に向け、新たにデジタル</p>

田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)に掲げられた「東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計:40万人」を新たに設定した。

加えて将来的な見込みとして、直近のデータがある令和2年度において創出した従業者数は46,100人(約46,123人)となっており、同様のペースで進捗すれば、目標年限(11年間の目標値※)の目標達成のために必要な年度平均の雇用創出数は「4万人」であることから目標達成は十分期待できる。

※ 現在の本税制の目標値は令和6年度末までに行っているが、当該評価書の分析期間は令和8年3月末までの11年間となっていることから、仮に算出したもの。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

アウトプット達成目標に掲げた「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計」は、企業が地方拠点強化税制において特定業務施設の整備にかかった建物取得価額等の租税特別措置の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から事前に「整備計画」の認定を受けることが義務付けられている。従って、達成目標の実現には本税制が深く関与しており、「整備計画」において確実に雇用創出数を増やしていることは、本税制の直接的な効果であると言える。

それに加え、オフィスの新増設に係る設備投資が行われることで、建設業以外の様々な部門に経済的な波及効果及ぼす。具体的には、平成27年度から令和5年度までになされたオフィス整備のための設備投資見込額に、非住宅建築の生産誘発係数を勘案して試算した結果、合計3,980億円を超える経済波及効果が見込まれる。

○設備投資に伴う経済波及効果(参考)

年度	設備投資に伴う経済波及効果
平成27年度	7,586百万円
平成28年度	75,471百万円
平成29年度	33,621百万円
平成30年度	33,621百万円
令和元年度	47,546百万円
令和2年度	40,377百万円
令和3年度	40,233百万円
令和4年度	20,583百万円
令和5年度	62,054百万円
合計	398,142百万円

※ オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額(出典:租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査)に、非住宅建築の生産誘発係数1.90495767444473(出典:平成27年建設部門分析用産業連関表)を乗じて算出。

<アウトプット>
「整備計画」の認定状況等(令和5年6月末時点)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計
認定整備計画数	77件	79件	71件	101件	76件	70件	69件	82件	15件	640件
認定整備計画における雇用創出数	4,421人	3,214人	2,793人	3,497人	1,349人	3,122人	5,880人	2,171人	515人	26,962人
目標値の達成率	143.7%	104.5%	90.8%	110.6%	43.8%	101.5%	191.1%	70.6%	16.7%	67.4%
雇用促進計画受付件数	25件	47件	62件	60件	44件	55件	52件	54件	33件	432件

【出典等】令和5年度に関して、認定整備計画数は令和5年7月15日までに都道府県から報告があったもの、雇用促進計画受付件数は令和5年8月1日までに労働局から報告があったもの。

※目標値の達成率は、上記「13年間」で雇用創出数を「4万人」とする目標値を1年ごとに単純に割り振り、年間の目標値を雇用創出数「3,077人」として試算。

※本制度の分析対象期間(令和8年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「13年間」の年限の11年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を(3,077人×11年間=)「33,847人」とすることになると想定。

※令和3年度の達成目標は「10年間」で雇用創出数を「3万人」、年間の目標値は「3,000人」だった。しかし、それよりももう一步高い達成目標である4万人、年間の目標値は「3,077人」とし、従来よりも年間77人増の達成目標に変更した。

<アウトカム>

東京圏外で新設された本社等の従業者数

	平成27年(10月～)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年度	令和2年度	令和3年度(～6月)	累計
従業者数	11,388人	45,185人	63,937人	55,484人	53,942人	46,123人	22,422人	298,231人

【出典】平成27、28年度は平成28年度経済センサス-活動調査、平成29年度以降は、令和3年度経済センサス-活動調査を用いて試算(常用雇用者割合(常用雇用者/従業者数)を乗じて算出)。

※平成27年1月～12月については、51,559人であるが、常用雇用者割合0.8641を乗じ、制度創設以降の効果(平成27年10月～12月)とするため、3/12を乗じて、11,138人と推計。

《適用件数・適用額に関する留意事項》

「整備計画」の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況(利益法人でなくなる)等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を

		<p>断念した事例が「整備計画」の認定を受けた企業による実績報告にも見られる。これが、「整備計画」の認定実績と比較して、本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる。</p> <p>また、企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意など、「整備計画」の認定以前に一定の期間を要することが見込まれる。加えて「整備計画」の認定後も、建物等の取得や新規雇用者の採用等に時間がかかること、また建物等の供用が開始されたのち実際に税制の適用を受けるためには当該事業会計年度終了時まで待つ必要があることなどから、税制の適用に当たっても一定の期間を要する。こうした時間的なずれが必然的に生じることについても、念頭に置く必要がある。</p> <p>なお、政策評価の観点から、本税制(特に雇用促進税制)の適用実績件数及び将来の適用見込み件数が僅少ではないか、との指摘があるが、重要なことは税制の活用増加自体を目的化することではなく、政策的な目標である「地方における雇用創出」にいかにか寄与するか、であると考えている。つまり、本税制が企業にとっての地方移転等のインセンティブとなることで企業が地方移転を決定し、実行した結果として、諸々の要因(上記のように、結果的に決算が赤字であった、一部要件を満たせなかった、等)により税制自体は活用できなかったとしても、本税制を呼び水として、「企業が地方において、実際に雇用を創出している」という事実には違いない。実際に、上記で説明したとおり、既にアウトプット達成目標値の8割以上を達成するなど、本税制は順調な成果を挙げている。従って、適用実績及び見込み件数の数値が低いからといって、必ずしも政策目的の達成に効果を挙げているわけではない(むしろ、少ない出費(＝減収額)でもって、大きな政策効果を発揮している)と認識している。</p> <p>財務省の適用実態調査における「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除」の令和3年度における上位10社の適用額合計の割合は95.7%である。この原因としては、財務省の法人税関係特別措置別高額適用額(単体法人・連結法人合計)によれば、第1順位～第3順位の適用額が第4順位の適用額の約4倍以上となっており、特に金額が大きくなっていることが挙げられる。</p> <p>本税制は企業規模に制限を設けておらず、幅広い規模、業種の企業が税制適用を受けることができる。このため、「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除」は、大型案件が出ると法人税額の適用金額が上がってしまうが、雇用創出効果も相対的には大きい。</p> <p>また、「適用実態調査」の「主な適用業種及び業種別割合」からも、業種に偏りが無いことが確認でき、特定の企業のみには裨益しているわけではない。(なお、今後は適用企業へのアンケート調査等を都道府県経由で実施し、偏りの原因を把握する予定である。)</p> <p>これらの適用実態を踏まえ、目標達成のために最低限必要な雇用創出数(年度平均で3,000人)をクリアしており、また、アウトカム達成目標である東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計(平成27年度～令和6年度累計)は目標40万人に対して、令和3年6月現在で298,231人となっており、目標の約7割を達成しており、残り約3年間で現在のペースで推移した場合に目標達成が見込めることから、本特別措置が達成目標の実現に有効な手段であったと認識している。</p>
--	--	--

		<p>※財務省 法人関係特別措置別高額適用額(単体法人・連結法人合計)</p> <p>第1順位 430,836千円(単体ベース) 第2順位 323,842千円(連結ベース) 第3順位 253,786千円(連結ベース) 第4順位 64,146千円(連結ベース) 第5順位 38,535千円(単体ベース)</p>
		<p>⑥: 税収減を是認する理由等</p> <p>本税制を適用した企業が地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転動に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなる。</p> <p>さらに、上記のオフィス整備に係る経済波及効果398,142百万円を鑑みると、経済的に見ても、税収減を大きく上回る効果を挙げている。これらの効果を総合的に勘案して、本税制の税収減を是認することは妥当であると考えられる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。</p> <p>本税制が対象とする企業の地方移転等は、都道府県が策定し国が認定する「地域再生計画」に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する「整備計画」に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該「整備計画」に基づく企業の地方移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。</p> <p>また、租税特別措置による支援は、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。</p> <p>加えて、本税制の政策目的である「地方において雇用を創出する」という観点では、もちろん補助金によって企業行動を促進することも効果的であると考えられるが、上記のとおり、補助金には必ず予算枠の制限があり、全く同じ条件のもとで同数の雇用を創出する予定の企業であっても、予算の執行状況によっては適用の有無が分かれる可能性があり、企業にとって十分なインセンティブとならない(補助金の枠がなくなれば、インセンティブとして機能し得ない)。その点、税制優遇措置であれば、一定期間内に、同じ要件を満たしさえすれば、どの企業であっても適用を受けることが可能である。こうした観点から、企業に対して地方移転・地方における雇用創出のインセンティブを高める上では、税制優遇措置の方が補助金よりも効果が高いと考えられる。また、地方に雇用が創出されるのであれば、特に企業の規模・業種・業態等を制限する必然性がない。予算枠の制限から、企業の規模・業種・業態等を制限・特化する必要性のある補助金と異なり、税制優遇措置であれば広く様々な規模・業種・業態の企業を対象とすることができるという点でも、税制優遇措置によることが適切かつ効果的であると考えられる。</p>

(別紙1)

	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>企業の地方移転・地方拠点の強化を推進するため、本税制のほかに活用可能な支援制度として、「債務保証制度」、「融資制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務保証制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者が特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うもの。 融資制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者(中小企業者)の設備・運転に必要な資金の長期かつ固定金利での融資を(株)日本政策金融公庫が行うもの。 地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の地方公共団体であっても、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において認定事業者が整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の地方公共団体並に課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するもの。
	<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制は、企業の地方移転・地方拠点の強化を促進することにより、地方において雇用を創出することを目的としている。</p> <p>本税制を適用した企業が地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。</p> <p>このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなるため、協力する相当性がある。</p> <p>なお、多数の地方公共団体及び団体(全国知事会等)より、令和6年度税制改正要望に向けて本税制の延長及び拡充に関する提言を受け取っていることから、本税制は多くの地方公共団体にとって望ましいものであることが証明される。</p>
<p>12</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>13</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>令和3年8月(R3内閣01-1、R3内閣01-2)</p>

地方拠点強化税制(うち、オフィス減税)の算定根拠について

1. 適用数

○平成27年度～令和3年度(実績)

- ✓ 財務省が例年、国会報告を行っている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の記載から、特別償却・税額控除についてそれぞれ抜粋。(数値は事前評価書に記載のとおり)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm

○令和4年度・令和5年度(見込み)

- ✓ 地方拠点強化税制に係る整備計画の認定を受けた事業者に対して、内閣府が実施した実績調査の回答結果を踏まえ、令和4・5年度にオフィス減税の適用を見込んでいる(あるいは既に適用を受けた)事業者数=適用見込み数(仮)を算出。その結果は以下のとおり。

<令和4年度>

特別償却3件、税額控除15件

<令和5年度>

特別償却8件、税額控除21件

- ✓ 実績調査を実施した時点の認定件数(情報サービス事業部門を含む整備計画認定件数は除く)629件のうち、実績調査に回答のあった事業者は456件であったことから、上記の令和4・5年度にオフィス減税の適用を見込んでいる(あるいは既に適用を受けた)事業者数=適用見込み数(仮)に対して、**629/456を乗じ**、全事業者(情報サービス事業部門を含む整備計画認定事業者は除く)ベースに割り戻して、最終的な適用見込み数を試算した。

- ✓ 情報サービス事業部門が含まれている整備計画についてのオフィス減税適用見込み数については、当該部門が含まれている整備計画認定件数が少ない(11件)ため、別途算出した。実績調査を実施した時点の情報サービス事業部門を含む整備計画の認定件数11件中、オフィス減税の適用可能性のあるものは4件。その中で回答が得られた件数は(全体8件中)3件であった。よって、調査結果をそのまま反映させた。

<令和4年度>

(情報サービス事業部門を含まない整備計画)

特別償却 3件×629/456=4件、

税額控除 15件×629/456=21件

(情報サービス事業部門を含む整備計画のみ)

特別償却 0件 税額控除 0件

合計 4+21=25件

<令和5年度>

(情報サービス事業部門に係る整備計画以外)

特別償却 8件×629/456=11件、

税額控除 21件×629/456=29件

(情報サービス事業部門に係る整備計画)

特別償却 1件

税額控除 2件

合計 11+29+1+2=43件

○令和6年度・令和7年度（見込み）

- ✓ 令和3年度～令和5年度までの適用数（見込みを含む）を平均して、試算。令和6・7年度とも同数と設定。

<令和6年度、令和7年度>

特別償却 (7件 (R3) + 4件 (R4) + 12件 (R5)) / 3 = 8件

税額控除 (19件 (R3) + 21件 (R4) + 31件 (R5)) / 3 = 24件

※令和6年度税制改正要望において、本税制は適用期限の2年間延長と制度の拡充等を要望しているが、拡充等については現時点で見通しをつけることができないため、制度の単純延長のみを前提として、数値を暫定的に試算している。以下、全て同様。

2. 適用額

○平成27年度～令和3年度（実績）

- ✓ 財務省が例年、国会報告を行っている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の記載から、特別償却・税額控除についてそれぞれ抜粋。（数値は事前評価書に記載のとおり）

○令和4年度・令和5年度（見込み）

- ✓ 地方拠点強化税制に係る整備計画の認定を受けた事業者に対して、内閣府が実施した実績調査の回答結果を踏まえ、令和4・5年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）事業者数＝適用見込み数（仮）を算出。その結果は以下の表1のとおり。
- ✓ 同様の実績調査の回答結果を踏まえ、令和4・5年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）適用見込み額（仮）の平均値を建物・構築物それぞれについて算出。その結果は以下の表2のとおり。

※ なお、移転型については、適用見込み数が少なく適用見込み額の平均値の計算を適切に実施しにくいと見込まれるため、拡充型の適用見込み額（平均）をもとに、特別償却率（移転型：25%、拡充型：15%）、税額控除率（移転型：7%、拡充型：4%）を踏まえて、前者は 25/15、後者は 7/4 を 拡充型の平均額に乗じて、移転型の適用見込み額（平均）を算出している。

- ✓ 上記の適用見込み数（仮）と適用見込み額（仮）の平均値を乗じて、適用見込み額（仮）全体額を算出。その結果は以下の表3のとおり。
- ✓ 実績調査を実施した時点の認定件数（情報サービス事業部門を含む整備計画認定件数は除く）629件中、当調査の回答を得られた件数は456件（情報サービス事業部門に係る整備計画の認定事業者からの回答件数は除く）であったため、下述の各件数・金額に 629/456 を乗じ、全事業者ベース（情報サービス事業部門を含む整備計画認定事業者は除く）に割り戻して、最終的な見込額を試算した。その結果は以下の表4のとおり。
- ✓ 情報サービス事業部門が含まれている整備計画についてのオフィス減税適用額については、当該部門が含まれている整備計画認定件数が少ない（11件）ため、別途算出した。実績調査を実施した時点の情報サービス事業部門が含まれる整備計画の認定件数11件中、オフィス減税適用可能性のあるものは4件。その中で回答が得られた件数は（全体8件中）3件であった。なお、3件中1件は特別償却、税額控除どちらを適用するか不明であったが、税額控除と特別償却を比べて税額控除の適用件数の方が多いため、税額控除を適用すると推計。

※ なお、小数点以下の数値を含めたもの計算式と、資料への記載の関係上、表中の足し算があわない箇所があることに留意。

※ また、政策評価書に記載した数字と単位が一部異なることに留意。

< (表1) 適用見込み数 (仮) >

		令和4年度			令和5年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0	2	2	1	2	3
	拡充型	3	13	16	7	19	26
構築物	移転型	0	1	1	0	1	1
	拡充型	0	8	8	1	3	4

< (表2) 税額控除・特別償却適用額の平均 (仮) (平均、万円単位) >

		令和4年度			令和5年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	15,250.8	2,954.4	18,205.2	7,646.1	6,002.5	13,648.7
	拡充型	9,150.5	1,688.2	10,838.7	4,587.7	3,430.0	8,017.7
構築物	移転型	130.5	414.8	545.3	130.5	187.3	317.8
	拡充型	78.3	237.0	315.3	78.3	107.0	185.3

※ 移転型の数値は、拡充型の数値に、特別償却の場合は25/15、税額控除の場合は7/4を乗じて、それぞれ算出。

< 令和4年度 >

建物 (移転型・特別償却) : $9,150.5 \times 25 / 15 = 15,250.8$ 万円

建物 (移転型・税額控除) : $1,688.2 \times 7 / 4 = 2,954.4$ 万円

構築物 (移転型・特別償却) : $78.3 \times 25 / 15 = 130.5$ 万円

構築物 (移転型・税額控除) : $237.0 \times 7 / 4 = 414.8$ 万円

< 令和5年度 >

建物 (移転型・特別償却) : $4,587.7 \times 25 / 15 = 7,646.1$ 万円

建物 (移転型・税額控除) : $3,430.0 \times 7 / 4 = 6,002.5$ 万円

構築物 (移転型・特別償却) : $78.3 \times 25 / 15 = 130.5$ 万円

構築物 (移転型・税額控除) : $107.0 \times 7 / 4 = 187.3$ 万円

< (表3) 適用見込み額 (仮) (全体額、万円単位) >

		令和4年度			令和5年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0.0	5,908.7	5,908.7	7,646.1	12,005.0	19,651.1
	拡充型	27,451.5	2,1946.6	49,398.1	32,113.7	65,170.0	97,283.7
構築物	移転型	0.0	414.8	414.8	0.0	187.3	187.3
	拡充型	0.0	1896.0	1,896.0	78.3	321.0	399.3

※ 表1の適用見込み数に、表2の適用見込み額 (仮) (平均) を乗じてそれぞれ算出。

< 令和4年度 >

建物 (移転型・特別償却) : $15,250.8 \times 0 = 0.0$ 万円

建物 (拡充型・特別償却) : $9,150.5 \times 3 = 27,451.5$ 万円

建物 (移転型・税額控除) : $2,954.4 \times 2 = 5,908.7$ 万円

建物 (拡充型・税額控除) : $1,688.2 \times 13 = 21,946.6$ 万円

構築物 (移転型・特別償却) : $130.5 \times 0 = 0.0$ 万円

構築物 (拡充型・特別償却) : $78.3 \times 0 = 0.0$ 万円

構築物 (移転型・税額控除) : $414.8 \times 1 = 414.8$ 万円

構築物 (拡充型・税額控除) : $237.0 \times 8 = 1896.0$ 万円

< 令和5年度 >

建物 (移転型・特別償却) : $7,646.1 \times 1 = 7,646.1$ 万円

建物 (拡充型・特別償却) : $4,587.7 \times 7 = 32,113.7$ 万円

建物（移転型・税額控除）：6,002.5×2=12,005.0万円
 建物（拡充型・税額控除）：3,430.0×19=65,170.0万円
 構築物（移転型・特別償却）：130.5×0=0.0万円
 構築物（拡充型・特別償却）：78.3×1=78.3万円
 構築物（移転型・税額控除）：187.3×1=187.3万円
 構築物（拡充型・税額控除）：107.0×3=321.0万円

構築物（拡充型・税額控除）：1,896.0×629/456=2,615.3万円
 合計（特別償却）：0+37,866.2+0+0=**37,866.2万円**
 合計（税額控除）：8,150.4+30,272.8+572.1+2,615.3=**41,610.6万円**
 合計（適用額）：37,866.2+41,610.6=**79,476.8万円**
 ※情報サービス事業部門を含む整備計画認定件数は0件と推計。

< (表4) 適用見込み額 (全体額、万円単位) >

		令和4年度			令和5年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0.0	8,150.4	8,150.4	10,546.9	16,559.5	27,106.5
	拡充型	37,866.2	30,272.8	68,139.0	44,297.1	89,894.6	134,191.7
構築物	移転型	0.0	572.1	572.1	0.0	258.3	258.3
	拡充型	0.0	2,615.3	2,615.3	108.1	442.8	550.8
合計		37,866.2	41,610.6	79,476.8	54,952.1	107,155.2	162,107.3

- ※ 表3の適用見込み数額(仮)に、629/456を乗じてそれぞれ算出。
 ※ 事前評価書においては、千円単位で表記していることに留意。
 ※ 小数点以下の数値を含めた計算過程と、資料への記載上の関係から、足し算が合わない場合がある。

< 令和4年度 >

建物（移転型・特別償却）：0.0×629/456=0.0万円
 建物（拡充型・特別償却）：27,451.5×629/456=37,866.2万円
 建物（移転型・税額控除）：5,908.7×629/456=8,150.4万円
 建物（拡充型・税額控除）：2,194.6×629/456=30,272.8万円
 構築物（移転型・特別償却）：0.0×629/456=0.0万円
 構築物（拡充型・特別償却）：0.0×629/456=0.0万円
 構築物（移転型・税額控除）：414.8×629/456=572.1万円

< 令和5年度 >

(情報サービス事業部門を含まない整備計画)

建物（移転型・特別償却）：7,646.1×629/456=10,546.9万円
 建物（拡充型・特別償却）：32,113.7×629/456=44,297.1万円
 建物（移転型・税額控除）：12,005.0×629/456=16,559.5万円
 建物（拡充型・税額控除）：65,170.0×629/456=89,894.6万円
 構築物（移転型・特別償却）：0×629/456=0万円
 構築物（拡充型・特別償却）：78.3×629/456=108.1万円
 構築物（移転型・税額控除）：187.3×629/456=258.3万円
 構築物（拡充型・税額控除）：321.0×629/456=442.8万円
 合計（特別償却）：10,546.9+44,297.1+0+108.1=**54,952.1万円**
 合計（税額控除）：16,559.5+89,894.6+258.3+442.8=**107,155.2万円**
 合計（適用額）：54,952.1+107,155.2=**162,107.3万円**

(情報サービス事業部門を含む整備計画)

建物（特別償却）：200万円
 建物（税額控除）：14,600万円
 構築物（特別償却）：100万円
 構築物（税額控除）：0万円

合計（特別償却）：54,952.1+200+100=**55,252.1万円**
 合計（税額控除）：107,155.2+14,600=**121,755.2万円**
 合計（適用額）：55,252.1+121,755.2=**177,007.3万円**

○令和6年度・令和7年度（見込み）

- ✓ 令和3年度～令和5年度までの適用額（見込みを含む）を平均して、試算。令和6・7年度とも同数と設定。

<令和6年度、7年度>

特別償却 (358,604千円 (R3) +378,662千円 (R4) +552,521千円 (R5)) / 3 = 429,929千円
税額控除 (1,294,477千円 (R3) +416,106千円 (R4) +1,217,552千円 (R5)) / 3 = 976,045千円

合計 429,929千円+976,045千円 = 1,405,974千円

3. 減収額 (国税)

○平成27年度～令和3年度 (実績)

✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には**法人税率 (23.2%と設定) を乗じ**、税額控除の適用額は**(既に法人税額が考慮されているため) そのまま**として、それぞれの金額を合計して算出。

①特別償却の減収額

2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には**法人税率 (23.2%と設定) を乗じて**計算。

平成27年度: 300,897千円 × 23.2% = 69,808千円
平成28年度: 137,268千円 × 23.2% = 31,846千円
平成29年度: 280,514千円 × 23.2% = 65,079千円
平成30年度: 197,049千円 × 23.2% = 45,715千円
令和元年度: 517,799千円 × 23.2% = 120,129千円
令和2年度: 534,705千円 × 23.2% = 124,052千円
令和3年度: 358,604千円 × 23.2% = 83,196千円

②税額控除の減収額

税額控除の適用額は**(既に法人税額が考慮されているため) そのまま**として計算。

平成27年度: 79,363千円
平成28年度: 1,550,067千円
平成29年度: 1,466,314千円
平成30年度: 680,278千円
令和元年度: 895,747千円
令和2年度: 730,522千円
令和3年度: 1,294,477千円

③減収額 (①+②)

平成27年度: 69,808千円 + 79,363千円 = 149,171千円
平成28年度: 31,846千円 + 1,550,067千円 = 1,581,913千円
平成29年度: 65,079千円 + 1,466,314千円 = 1,531,393千円
平成30年度: 45,715千円 + 680,278千円 = 725,993千円
令和元年度: 120,129千円 + 895,747千円 = 1,015,876千円
令和2年度: 124,052千円 + 730,522千円 = 854,574千円
令和3年度: 83,196千円 + 1,294,477千円 = 1,377,673千円

○令和4年度・令和5年度 (見込み)

✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には**法人税率 (23.2%と設定) を乗じ**、税額控除の適用額は**(既に法人税額が考慮されているため) そのまま**として、それぞれの金額を合計して算出。

①特別償却の減収額

2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には**法人税率 (23.2%と設定) を乗じて**計算。

令和4年度: 378,662千円 × 23.2% = 87,850千円
令和5年度: 552,521千円 × 23.2% = 128,185千円

②税額控除の減収額

税額控除の適用額は**(既に法人税額が考慮されているため) そのまま**として計算。

令和4年度: 416,106千円
令和5年度: 1,217,552千円

③減収額 (①+②)

令和4年度: 87,850千円 + 416,106千円 = 503,956千円
令和5年度: 128,185千円 + 1,217,552千円 = 1,345,737千円

○令和6年度・令和7年度 (見込み)

✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には**法人税率 (23.2%と設定) を乗じ**、税額控除の適用額は**(既に法人税額が考慮されているため) そのまま**として、それぞれの金額を合計して算出。

①特別償却の減収額

2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には**法人税率 (23.2%と設定) を乗じて**計算。

令和6年度：429,929千円×23.2%＝**99,744千円**

令和7年度：429,929千円×23.2%＝**99,744千円**

②税額控除の減収額

税額控除の適用額は、**既に法人税額が考慮されているため** そのままとして計算。

令和6年度：976,045千円

令和7年度：976,045千円

③減収額 (①+②)

令和6年度：99,744千円+976,045千円＝**1,075,789千円**

令和7年度：99,744千円+976,045千円＝**1,075,789千円**

4. 減収額 (地方税)

○平成27年度～令和3年度 (実績)

- ✓ 総務省が公表している各年度の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の記載から、法人事業税、法人住民税それぞれ抜粋。法人住民税については、道府県民税、市町村民税の合計値を記載。(数値は事前評価書に記載のとおり)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu02_02000276.html

(※令和3年度公表版)

○令和4年度・令和5年度 (見込み)

- ✓ 総務省が令和6年度税制改正要望にあわせて提示している「10 地方法人二税に係る減収額算定方法」を踏まえて、以下のとおり算出。
- ✓ 法人住民税については、3. で算出した各年度の国税 (法人税) の減収額に、**税率7.0%を乗じて**算出。
- ✓ 法人事業税については、以下の方法から、所得割・付加価値割の合計額を算出。
 - ・ 所得割は、オフィス減税の減収額のうち、各年度の特別償却の減収額 (見込み) に、**税率3.5%を乗じた**数値 (所得割①) を計算。さらに、「特別法人事業税の減収額」として、先に計算した所得割①の

額に**税率74.8%を乗じた**数値を計算。最終的に、所得割①と「特別法人事業税の減収額」を合計して算出。

- ・ 付加価値割は、オフィス減税の減収額のうち、各年度の特別償却の減収額 (見込み) に、**税率0.7%を乗じて**算出。

<令和4年度>

法人住民税：503,956千円×7.0%＝**35,277千円**

法人事業税：5,375千円+615千円＝**5,990千円**

所得割：3,075千円+2,300千円＝5,375千円

所得割①：87,850千円×3.5%＝3,075千円

特別法人事業税の減収額：3,075千円×74.8%＝2,300千円

付加価値割：87,850千円×0.7%＝615千円

合計 (地方税)：35,277千円+5,990千円＝**41,267千円**

<令和5年度>

法人住民税：1,345,737千円×7.0%＝**94,202千円**

法人事業税：7,842千円+897千円＝**8,739千円**

所得割：4,486千円+3,356千円＝7,842千円

所得割①：128,185千円×3.5%＝4,486千円

特別法人事業税の減収額：4,486千円×74.8%＝3,356千円

付加価値割：128,185千円×0.7%＝897千円

合計 (地方税)：94,202千円+8,739千円＝**102,941千円**

○令和6年度・令和7年度 (見込み)

- ✓ 総務省が令和6年度税制改正要望にあわせて提示している「10 地方法人二税に係る減収額算定方法」を踏まえて、以下のとおり算出。
- ✓ 法人住民税については、3. で算出した各年度の国税 (法人税) の減収額に、**税率7.0%を乗じて**算出。
- ✓ 法人事業税については、以下の方法から、所得割・付加価値割の合計額を算出。
 - ・ 所得割は、オフィス減税の減収額のうち、各年度の特別償却の減収額 (見込み) に、**税率3.5%を乗じた**数値 (所得割①) を計算。さらに、「特別法人事業税の減収額」として、先に計算した所得割①の額に**税率74.8%を乗じた**数値を計算。最終的に、所得割①と「特別法人事業税の減収額」を合計して算出。
 - ・ 付加価値割は、オフィス減税の減収額のうち、各年度の特別償却の減収額 (見込み) に、**税率0.7%を乗じて**算出。

雇用促進税制（地方拠点強化税制）に係る推計

<令和6年度>

法人住民税：1,075,789千円×7.0%=75,305千円

法人事業税：6,102千円+698千円=6,800千円

所得割：3,491千円+2,611千円=6,102千円

所得割①：99,744千円×3.5%=3,491千円

特別法人事業税の減収額：3,491千円×74.8%=2,611千円

付加価値割：99,744千円×0.7%=698千円

合計（地方税）：75,305千円+6,800千円=82,105千円

<令和7年度>

法人住民税：1,075,789千円×7.0%=75,305千円

法人事業税：6,102千円+698千円=6,800千円

所得割：3,491千円+2,611千円=6,102千円

所得割①：99,744千円×3.5%=3,491千円

特別法人事業税の減収額：3,491千円×74.8%=2,611千円

付加価値割：99,744千円×0.7%=698千円

合計（地方税）：75,305千円+6,800千円=82,105千円

以上

【国税 令和4年度及び令和5年度の推計】

1. 雇用促進税制について

地方拠点強化税制における雇用促進税制（地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置関係）

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主が、地方において本社機能を拡充又は移転し雇用者を増加させた場合に、税額控除を行う（平成27年度創設、平成30年度、令和2年度、令和4年度改正）。

2. 令和4年度以前の雇用促進税制の適用件数、適用人数等について

- 令和2年度から令和4年度におけるハローワークにおいて受理した雇用促進計画及びその達成状況報告（令和5年7月末時点）及び租税特別措置の適用実態調査（国税）から把握できる適用件数等（実績値）は以下のとおり。

		雇用促進計画実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
雇用促進 計画受付 件数	① 計画受付件数（件）		55	52	54
		(i) 拡充型	46	45	43
		(ii) 移転型	9	7	11
	② 達成状況報告受付件数（件）		30	28	31
		(i) 拡充型	27	23	26
		(ii) 移転型	3	5	5
(国税)	③ 適用件数（件）		10	4	—
適用実態 調査	④ 適用減収総額（千円）		39,539	3,036	—

出典：「雇用促進計画受付・達成状況報告」（厚生労働省職業安定局）
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

<(1) 公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数について>

令和5年度

- ・ 令和5年7月末までの4ヶ月間に提出があった雇用促進計画は、移転型4件、拡充型7件の合計11件であることから、令和5年度においては、移転型4×12/4=12件、拡充型7×12/4=21件の合計33件。
- ・ なお、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の提出件数は近年の雇用促進計画の受付状況を踏まえて1件としている。
- ・ うち情報サービス事業部門に係る雇用促進計画は、令和5年7月末までの提出が1件であることから、令和5年度においては、1×12/4=3件。

<(1)雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた当該計画の件数について>

令和5年度

- ・ハローワークに提出された雇用促進計画の件数に対する達成状況の割合は、令和2年度 54.5% (=30/55)、令和3年度 53.8% (=28/52) 令和4年度 57.4% (=31/54) であることから、令和5年度においては、この3年間の平均値 55.2%になると仮定し、移転型 $12 \times 55.2\% = 7$ 件、拡充型 $21 \times 55.2\% = 12$ 件の合計 **19 件**。
- ・なお、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の達成状況は近年の達成状況報告の提出状況を踏まえ 1 件としている。
- ・うち情報サービス事業部門についても、雇用促進計画受付件数の 55.2%について達成状況の確認を受けると仮定し、 $3 \times 55.2\% = 2$ 件。

<(2)「税額控除実施法人数」について>

※事前評価書の雇用促進税制適用数の算定根拠。

令和4年度

- ・雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数③の割合は令和2年度 33.3% (=10/30)、令和3年度 14.3% (=4/28) であることから、令和4年度においては、この2年間の平均値 23.8%になると仮定し、移転型 $5 \times 23.8\% = 1$ 件、拡充型 $26 \times 23.8\% = 6$ 件の合計 **7 件**。

令和5年度

- ・令和5年度においても、実際に税額控除の適用を受ける件数が、雇用促進計画達成状況報告件数の 23.8%になると仮定し、移転型 $7 \times 23.8\% = 2$ 件、拡充型 $12 \times 23.8\% = 3$ 件の合計 **5 件**。

<(2)「基準雇用者数」①及び「地方事業所基準雇用者数」②について>

令和2年度

- ・税額控除実施法人は移転型 0 件、拡充型 10 件で、大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 0 件、拡充型・大企業 2 件、拡充型・中小企業 8 件となる。

「基準雇用者数」

雇用促進計画の達成状況報告（令和元年～令和4年度）における拡充型に係る 1 法人当たりの基準雇用者数の平均値を乗じて推計する。

- 拡充型・大企業：2 件 \times 161 人 = 322 人
- 拡充型・中小企業：8 件 \times 11 人 = 88 人
- … 移転型（大・中小）0 人 + 拡充型（大・中小）410 人 = **合計 410 人**

「地方事業所基準雇用者数」

雇用促進計画の達成状況報告（令和元年～令和4年度）における拡充型に係る 1 法人当たりの地方事業所基準雇用者数の平均値を乗じて推計する。

- 拡充型・大企業：2 件 \times 74 人 = 148 人
- 拡充型・中小企業：8 件 \times 12 人 = 96 人
- … 移転型（大・中小）0 人 + 拡充型（大・中小）244 人 = **合計 244 人**

令和3年度

- ・税額控除実施法人は移転型 0 件、拡充型 4 件で、大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 0 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 3 件となる。令和2年度と同様の計算により以下のとおり算出する。

「基準雇用者数」 **合計 194 人**
「地方事業所基準雇用者数」 **合計 110 人**

令和4年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 6 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 5 件となる。令和2年度同様の計算により以下のとおり算出する。

「基準雇用者数」

○移転型・中小企業：1 件 \times 9 人 = 9 人
○拡充型・大企業：1 件 \times 161 人 = 161 人
○拡充型・中小企業：5 件 \times 11 人 = 55 人 = **合計 225 人**

「地方事業所基準雇用者数」

○移転型・中小企業：1 件 \times 8 人 = 8 人
○拡充型・大企業：1 件 \times 74 人 = 74 人
○拡充型・中小企業：5 件 \times 12 人 = 60 人 = **合計 142 人**

令和5年度

- ・税額控除実施法人は移転型 2 件、拡充型 3 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 2 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 2 件となる。令和4年度同様の計算により以下のとおり算出する。

「基準雇用者数」 **合計 201 人**
「地方事業所基準雇用者数」 **合計 114 人**

<(2)「新規雇用者総数」③について>

令和2年度

- ・税額控除実施法人は移転型 0 件、拡充型 10 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 0 件、拡充型・大企業 2 件、拡充型・中小企業 8 件となる。

- ・それぞれの件数にアンケート調査（※）で得られた 1 法人当たりの新規雇用者総数を乗じて算出すると以下の通りとなる。

○移転型・大企業：0 件 \times 7.2 人 = 0 人
○移転型・中小企業：0 件 \times 2.7 人 = 0 人
○拡充型・大企業：2 件 \times 18.6 人 = 37 人
○拡充型・中小企業：8 件 \times 7.2 人 = 58 人 **合計 95 人**

（※）平成 29 年度において内閣府地方創生事務局が実施。

令和3年度

- ・税額控除実施法人は移転型0件、拡充型4件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が2:8とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業0件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業3件となる。
- ・上記の令和2年度と同様の計算により、**合計41人**となる。

令和4年度

- ・税額控除実施法人は移転型1件、拡充型6件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が2:8とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業1件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業5件となる。
- ・上記の令和元年度と同様の計算により、**合計58人**となる。

令和5年度

- ・税額控除実施法人は移転型2件、拡充型3件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が2:8とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業2件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業2件となる。
- ・上記の令和元年度と同様の計算により、**合計38人**となる。

<(2)「移転型地方事業所基準雇用者数」④について>

- ・<(2)「基準雇用者数①」及び「地方事業所基準雇用者数②」>同様に、各年度の移転型の税額控除実施法人数（大企業、中小企業）に雇用促進計画達成状況報告における1法人当たりの移転型地方事業所基準雇用者数（平均値）を乗じて算出する。

令和2年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。**(合計0人)**

令和3年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。**(合計0人)**

令和4年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。**(合計8人)**

令和5年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。**(合計16人)**

<(2)「移転型新規雇用者総数」⑤について>

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの移転型新規雇用者総数を乗じて算出する。

令和2年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計0人)**

令和3年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計0人)**

令和4年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計3人)**

令和5年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計5人)**

<(2)「特定新規雇用者数」⑥について>

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業、拡充型大企業、拡充型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの特定新規雇用者数を乗じて算出する。

令和2年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」について>と同様の方法による。**(合計68人)**

令和3年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」について>と同様の方法による。**(合計29人)**

令和4年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」について>と同様の方法による。**(合計43人)**

令和5年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」について>と同様の方法による。**(合計29人)**

<(2)「特定新規雇用者基礎数」⑦について>

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業、拡充型大企業、拡充型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの特定新規雇用者基礎数を乗じて算出する。

令和2年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計60人)**

令和3年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計26人)**

令和4年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 37 人)

令和5年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 24 人)

<(2)「移転型特定新規雇用者数」⑧について>

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの移転型特定新規雇用者数を乗じて算出する。

令和2年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 0 人)

令和3年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 0 人)

令和4年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 3 人)

令和5年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 5 人)

<(2)「移転型特定新規雇用者数のうち税額控除対象」⑨について>

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの移転型特定新規雇用者基礎数を乗じて算出する。

令和2年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 0 人)

令和3年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 0 人)

令和4年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 2 人)

令和5年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 3 人)

<(2)「地方事業所基準雇用者数-新規雇用者総数」⑩について>

・ 「地方事業所基準雇用者数②」から「新規雇用者総数③」を減じて算出する。

令和2年度 ※移転型の適用なし

○拡充型・大企業：148 人-37 人=111 人

○拡充型・中小企業：96 人-58 人=38 人 (合計 149 人)

令和3年度 ※移転型の適用なし

○拡充型・大企業：74 人-19 人=55 人

○拡充型・中小企業：36 人-22 人=14 人 (合計 69 人)

令和4年度

○移転型・中小企業：8 人-3 人=5 人

○拡充型・大企業：74 人-19 人=55 人

○拡充型・中小企業：60 人-36 人=24 人 (合計 84 人)

令和5年度

○移転型・中小企業：16 人-5 人=11 人

○拡充型・大企業：74 人-19 人=55 人

○拡充型・中小企業：24 人-14 人=10 人 (合計 76 人)

<(2)「特定非新規雇用者数」⑪について>

・ 上記⑩「地方事業所基準雇用者数-新規雇用者総数」（非新規雇用者の総数）のうち、特定非新規雇用者数の割合を75%（※）と仮定して算出する。

（※新規雇用者総数③に占める特定新規雇用者数⑥の割合75%（令和4年度74%及び令和5年度76%の平均値75%）と同じものと仮定）

令和4年度

○移転型・中小企業：⑩5 人×75%=4 人

○拡充型・大企業：⑩55 人×75%=41 人

○拡充型・中小企業：⑩24 人×75%=18 人 (合計 63 人)

令和5年度

○移転型・中小企業：⑩11 人×75%=8 人

○拡充型・大企業：⑩55 人×75%=41 人

○拡充型・中小企業：⑩10 人×75%=8 人 (合計 57 人)

<(2)「特定非新規雇用者基礎数」⑫について>

・ 上記⑪「特定非新規雇用者数」のうち、特定非新規雇用者基礎数の割合を85%（※）と仮定して算出する。

（※特定新規雇用者数⑥に占める特定新規雇用者基礎数⑦の割合85%（令和4年度86%及び令和5年度83%の平均値85%）と同じものと仮定）

令和4年度

- 移転型・中小企業：⑪4人×85%=3人
 - 拡充型・大企業：⑪41人×85%=35人
 - 拡充型・中小企業：⑪18人×85%=15人
- (合計 53人)

令和5年度

- 移転型・中小企業：⑪8人×85%=7人
 - 拡充型・大企業：⑪41人×85%=35人
 - 拡充型・中小企業：⑪8人×85%=7人
- (合計 49人)

<(2)「移転型特定非新規雇用者数」⑭について>

上記⑪「特定非新規雇用者数」のうち、移転型に係る人数を記載。

令和4年度

- 移転型・中小企業：=4人
- (合計 4人)

令和5年度

- 移転型・中小企業：=3人
- (合計 8人)

<(2)「移転型特定非新規雇用者基礎数」⑮について>

・上記⑫「特定非新規雇用者基礎数」のうち、移転型に係る人数を記載。

令和4年度

- 移転型・中小企業：=3人
- (合計 3人)

令和5年度

- 移転型・中小企業：=7人
- (合計 7人)

<(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の税額控除額」⑯について>

令和4年度

・⑯=⑦×30万円+⑨×20万円+⑫×20万円+⑮×20万円
 =37×30万円+2×20万円+53×20万円+3×20万円= **22.7百万円**

令和5年度

・⑯=⑦×30万円+⑨×20万円+⑫×20万円+⑮×20万円
 =24×30万円+3×20万円+49×20万円+7×20万円= **19.0百万円**

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置」⑰~⑲について>

令和2年度及び令和3年度

- ・移転型の税額控除実施法人はないため0人。

令和4年度

- ・移転型の適用を1件と推計している(1期目)。雇用促進計画達成状況報告の移転型地方事業所基準雇用者数の平均値(8人)を踏まえ、1期目の1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数(中小企業)は8人であるとする、1件×8人=8人。
- ・移転型の上乗せは最大3年適用可能であるが、令和2年度及び3年度は移転型の適用はなかったため考慮しない。
- ・うち準地方活力向上地域については、雇用促進計画達成状況報告における地方活力向上地域と準地方活力向上地域の提出状況の比を4:1と推計していることを踏まえ適用見込みなしとしている。

令和5年度

- ・移転型の適用を2件と推計している。うち令和5年度1期目の1件は令和4年度と同様の計算により、1件×8人=8人。
- ・移転型の上乗せは最大3年適用可能であるため、令和4年度に上乗せの適用を受けた1件について同じ人数が2期目も適用を受けたとすると、1件×8人=8人。
- ・8人と8人の合計16人
- ・うち準地方活力向上地域については、雇用促進計画達成状況報告における地方活力向上地域と準地方活力向上地域の提出状況の比を6:1と推計していることから適用見込みなしとしている。

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の税額控除額」⑳について>

令和2年度

0人×40万円+0人×30万円 = **0百万円**

令和3年度

0人×40万円+0人×30万円 = **0百万円**

令和4年度

8人×40万円+0人×30万円 = **3.2百万円**

令和5年度

16人×40万円+0人×30万円 = **6.4百万円**

<(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の税額控除額」⑯及び(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の税額控除額」⑳の合計額について>

令和4年度

・⑯22.7百万円+⑳3.2百万円= **25.9百万円**

令和5年度

$$\cdot \textcircled{16}19.0 \text{ 百万円} + \textcircled{24}6.4 \text{ 百万円} = \underline{\underline{25.4 \text{ 百万円}}}$$

【地方税 平成27年度～令和5年度の推計】平成27年度～平成30年度

平成30年度以前は旧雇用促進税に係る適用実績が含まれていると見られるため、雇用促進税に係る令和元年度～3年度の国税（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）と地方税（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書）の比の平均値（4.1%※）を国税に乗じて推計（なお、令和3年度までの国税（法人税）に係る減収額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」の適用額と一致。）。

$$\text{※令和元年度：} 3.8\% \text{（地方税 } 1,935 \text{ 千円} \div \text{国税 } 51,396 \text{ 千円} = 0.38\text{）}$$

$$\text{令和2年度：} 1.6\% \text{（地方税 } 627 \text{ 千円} \div \text{国税 } 39,539 \text{ 千円} = 0.16\text{）}$$

$$\text{令和3年度：} 7.0\% \text{（地方税 } 212 \text{ 千円} \div \text{国税 } 3,036 \text{ 千円} = 0.07\text{）} \quad \dots \text{3年度平均：} 4.1\%$$

- ・平成27年度 国税 3.8 百万円 × 4.1% = 0.2 百万円
- ・平成28年度 国税 4.9 百万円 × 4.1% = 0.2 百万円
- ・平成29年度 国税 49.1 百万円 × 4.1% = 2.0 百万円
- ・平成30年度 国税 23.7 百万円 × 4.1% = 1.0 百万円

令和元年度～令和3年度

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」をもとに記載。

○地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除

- ・令和元年度：1,935 千円
- ・令和2年度：627 千円
- ・令和3年度：212 千円

令和4年度、令和5年度

「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計。

- ・令和4年度 国税 25.9 百万円 × 7.0% = 1.8 百万円
- ・令和5年度 国税 25.4 百万円 × 7.0% = 1.8 百万円

【国税及び地方税 令和6年度及び令和7年度の推計】

適用数、適用額、減収額のいずれも、それぞれの令和3年度から令和5年度までの実績（見込み）の3カ年平均により推計。

○適用数

$$\cdot (\text{令和3年度 } 4 \text{ 件} + \text{令和4年度 } 7 \text{ 件} + \text{令和5年度 } 5 \text{ 件}) \div 3 = \underline{\underline{5 \text{ 件}}}$$

○適用額

$$\cdot (\text{令和3年度 } 3,036 \text{ 千円} + \text{令和4年度 } 25,900 \text{ 千円} + \text{令和5年度 } 25,400 \text{ 千円}) \div 3 \\ = \underline{\underline{18,112 \text{ 千円}}}$$

○減収額

$$\cdot \text{国 税} : (\text{令和3年度 } 3.0 \text{ 百万円} + \text{令和4年度 } 25.9 \text{ 百万円} + \text{令和5年度 } 25.4 \text{ 百万円}) \div 3$$

$$= \underline{\underline{18.1 \text{ 百万円}}}$$

$$\cdot \text{地方税} : (\text{令和3年度 } 0.2 \text{ 百万円} + \text{令和4年度 } 1.8 \text{ 百万円} + \text{令和5年度 } 1.8 \text{ 百万円}) \div 3$$

$$= \underline{\underline{1.3 \text{ 百万円}}}$$

（以上）

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国際会議開催件数 2019年世界第6位（305件）⇒2030年世界第3位以内）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和2年は829億円、令和3年には880億円となっている。全国に占めるシェアは3.4%であり、引き続き拡大を目指している）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数（累計） 現状（H27～R1年度）：83件⇒目標（R5～R8年度）：133件）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に、達成しようとする目標を表すこととしており、東京都においては、2030年までに世界第3位以内の達成を目標としている。</p> <p>② 特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に、達成しようとする目標を表すこととしており、大阪府は今後も引き続き時期を設けずにシェア拡大の達成を目標としている。</p> <p>③ 特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に、達成しようとする目標を表すこととしており、京都府ではスタートアップ企業設立数の目標を令和5年度から令和8年度の間で133件の達成を目標としている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数（累計） 現状（H27～R1年度）：83件⇒目標（R5～R8年度）：133件）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかになっていない。</p> <p>② 達成目標（国際会議開催件数 2019年世界第6位（305件）⇒2030年世界第3位以内）に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数（累計） 2024年まで19件）に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和2年は829億円、令和3年には880億円となっている。全国に占めるシェアは3.4%であり、引き続き拡大を目指している）に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（府内への企業立地件数（製造業、電気業、ガス業、熱供給業）（累計） 現状（R1～R3平均）：20件⇒目標（R4～R7年度）：80件）に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（農業産出額推計値 現状569.9億円⇒2030年度目標573.0億円※2025年度までの中間目標は571.4億円）に対する過去の効果（令和3年度及び4年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（海外高度人材 2019年18,296人⇒2030年目標50,000人※2025年度までの目標30,400人）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑧ 達成目標（国際会議開催件数 2019年世界第6位（305件）⇒2030年世界第3位以内）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑨ 達成目標（県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数（累計） 2024年まで19件）に対する過去の効果について、他の政策手段や</p>

<p>経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑩ 達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和2年は829億円、令和3年には880億円となっている。全国に占めるシェアは3.4%であり、引き続き拡大を目指している）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑪ 達成目標（府内への企業立地件数（製造業、電気業、ガス業、熱供給業）（累計）現状（R1～R3平均）：20件⇒目標（R4～R7年度）：80件）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑫ 達成目標（農業産出額推計値 現状569.9億円⇒2030年度目標573.0億円※2025年度までの中間目標は571.4億円）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 次を表の下に追記する「税制適用事業者がいなかったため令和2～4年度は実績がなかった」</p> <p>② 令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、国際会議の統計も参考となる年度であり、かつ現時点ではまだ当該統計はだされていない。このため、次の注記を付す。「国際会議統計は令和4年度は今後公表予定であり、また新型コロナウイルスの影響を受け※2の記載のとおり大型国際会議のキャンセルを受けるなどしていたが国際会議等の開催するなど貢献した」と追記する。</p> <p>③ 次を表の下段文中に追記する「・・・適用事業者は、令和3・4年度の薬事申請はなかった・・・」</p> <p>④ 次を表の下段文中に追記する「・・・適用事業者は、令和3・4年度の製品化実績はなかった・・・」</p> <p>⑤ 当該期間は適用事業者がいなかったため、次を表の下段文中に追記する「税制適用事業者がいなかったため令和2～4年度は実績がなかった」</p> <p>⑥ 農業算出額推計値について、令和3年度の実績値に「509.8億円」、令和4年度の実績値に「現時点で統計結果が出されていない」と追記する。また、次を表の下段中に追記する「※1は農産品ではなく、システムであるため、令和3年度・4年度の農産品の効率的な生産に貢献している。」と追記する。</p> <p>⑦ 次を表（国際会議場の状況の表）の下段文中に追記する「このことから、適用した施設では、令和4年度に海外高度人材の来訪に140人分貢献していると推計される。」これに関連して以下の修正を追加する 誤「・・・サービスアパートメントの整備戸数からおおよそ174人分」 正「・・・サービスアパートメントの整備戸数のうち外国人推計入居戸数からおおよそ140人分」と修正。</p> <p>⑧ ④効果の「○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由」の欄の3段落目の「また、参考までに・・・を実現している。」を次のとおり修正し、説明を追加する。「また、参考までに令和4年度に適用事業者向けに実施したアンケート調査において、上記の適用事業者による設備投資が行われたことにより、設備投資額608億円、総合経済波及効果は約1,007億円、雇用誘発効果は8,914人を実現している。また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は29.3%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約178億円（608億円×29.3%）と推計される」</p> <p>⑨ 直接的な効果の説明を追記するため上記⑧と同じ</p> <p>⑩ 直接的な効果の説明を追記するため上記⑧と同じ</p> <p>⑪ 直接的な効果の説明を追記するため上記⑧と同じ</p> <p>⑫ 直接的な効果の説明を追記するため上記⑧と同じ</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

<p>② 「「国際会議統計は令和4年度は今後公表予定であり、また新型コロナウイルスの影響のため、令和4年度までは参考値である。」「なお令和4年度稼働の施設は、新型コロナウイルスの影響を受け※2の記載のとおり大型国際会議のキャンセルを受けるなどしていたが国際会議等の開催するなど貢献した」と追記する」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「・・・適用事業者は、令和3・4年度の薬事申請はなかった・・・」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 「・・・適用事業者は、令和3・4年度の製品化実績はなかった・・・」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「※1は農産品ではなく、システムであるため、令和3年度・4年度の農産品の効率的な生産に貢献している」との説明では、令和4年度の過去の効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 「このことから、適用した施設では、令和4年度に海外高度人材の来訪に140人分貢献していると推計される」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑧～⑫ 「また、参考までに令和4年度に適用事業者向けに実施したアンケート調査において、上記の適用事業者による設備投資が行われたことにより、設備投資額608億円、総合経済波及効果は約1,007億円、雇用誘発効果は8,914人を実現している。また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は29.3%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約178億円（608億円×29.3%）と推計される」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（府内への企業立地件数（製造業、電気業、ガス業、熱供給業）（累計）現状（R1～R3平均）：20件⇒目標（R4～R7年度）：80件）に対する将来の効果が予測されず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数（累計）2024年まで19件）に対する将来の効果について、「今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>③ 達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和2年は829億円、令和3年には880億円となっている。全国に占めるシェアは3.4%であり、引き続き拡大を目指している）に対する将来の効果について、「今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>④ 達成目標（スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数（累計）現状（H27～R1年度）：83件⇒目標（R5～R8年度）：133件）に対する将来の効果について、「今後も、税制適用された事業者においては、製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（農業産出額推計値 現状569.9億円⇒2030年度目標573.0億円※2025年度までの中間目標は571.4億円）に対する将来の効果について、「今後も、税制適用された事業者においては、製品化した製品により農業分野に貢献していくことが見込まれ、目標への寄与が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>

<p>⑥ 達成目標（国際会議開催件数 2019年世界第6位（305件）⇒2030年世界第3位以内）に対する将来の効果（令和5年度及び6年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（海外高度人材 2019年18,296人⇒2030年目標50,000人※2025年度までの目標30,400人）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑧ 達成目標（国際会議開催件数 2019年世界第6位（305件）⇒2030年世界第3位以内）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑨ 達成目標（海外高度人材 2019年18,296人⇒2030年目標50,000人※2025年度までの目標30,400人）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていない。</p> <p>⑩ 達成目標（国際会議開催件数 2019年世界第6位（305件）⇒2030年世界第3位以内）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 表中の令和5～7年度欄を統合し「税制適用事業者がいる場合1以上の効果」と追記する</p> <p>② 表中の令和5～6年度欄を統合し「製品化がされた場合1以上の効果」と追記する</p> <p>③ 表中の令和5～7年度欄を統合し「製品化がされた場合シェア3.4%程度」と追記する</p> <p>④ 表中の令和5～7年度欄を統合し「製品化がされた場合1以上の効果」と追記する</p> <p>⑤ 表中の令和5～7年度欄を統合し「営農の効率化に資するもののため農業産出額に寄与」と追記する。</p> <p>⑥ 表中の令和5～7年度欄を統合し、「国際会議等の件数」に「令和4年度と比べ、適用事業者へのヒアリングに基づき現在の会議招致状況から一定以上の国際会議等の開催が見込まれる」と追記する。</p> <p>⑦ ※4の注記を次に修正する。「東京都が公表する「未来の東京戦略」において令和12年までの目標5万人が設定されているが、当該目標以外にそれまでの年度ごとの目標は設定されていない。このため、整備された適用施設の寄与度を表すため、参考までに令和5～12年度までを均等に按分して示している。またその効果とある適用施設の寄与度合いは※2及び※3の考え方で整理している」</p> <p>⑧ ※7の注記を次に修正する。「政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に、達成しようとする目標を表すこととしており、東京都においては2030年までに世界3位以内の達成を目標としている。またその効果となる適用施設の寄与度合いはM I C E事業の※3の考え方で整理している」 また、上記の考えのもと表中に令和7年度に3位※6と記載していたが、わかりやすくするために3位の記載を削除し※7のみとする。</p> <p>⑨ 税制上の措置の効果は、当該施設の開発事業者の行動に現れ、整備した施設による集客等の効果は税制上の措置の効果では現れにくい、税制特例の活用によりキャッシュフローに余裕が生まれ、海外高度人材の来日につながる設備の整備が図られ、施設の競争力が増すことは想定される。</p> <p>⑩ 税制上の措置の効果は、当該施設の開発事業者の行動に現れ、整備した施設による集客等の効果は税制上の措置の効果では現れにくい、税制特例の活用によりキャッシュフローに余裕が生まれ、国際会議の招致につながる魅力ある設備の整備が図られ、施設の競争力が増すことは想定される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「税制適用事業者がいる場合1以上の効果」との説明では、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「製品化がされた場合1以上の効果」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「製品化がされた場合シェア3.4%程度」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 「製品化がされた場合1以上の効果」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

<p>⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥ 補足説明後の評価書において、達成目標（国際会議開催件数 2019年世界第6位（305件）⇒2030年世界第3位以内）に対する将来の効果について、「国際会議等については、令和7年度に計3施設が稼働することから、東京都の国際会議等の開催に寄与していくと推計される」と説明されているが、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 「東京都が公表する「未来の東京戦略」において令和12年までの目標5万人が設定されているが、当該目標以外にそれまでの年度ごとの目標は設定されていない。このため、整備された適用施設の寄与度を表すため、参考までに令和5～12年度までを均等に按分して示している。またその効果とある適用施設の寄与度合いは※2及び※3の考え方で整理している」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑧ ⑥参照</p> <p>⑨ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑩ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
<p>(8) 他の政策手段</p> <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。</p> <p>【内閣府の補足説明】 -</p> <p>【点検結果】 なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長
2	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)(地方税2)
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>①特別償却又は税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備：機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の45% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の23% ・税額控除率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の14% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の7% (当期法人税額の20%までを限度とする)</p> <p>《要望の内容》 国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10において令和6年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 国家戦略特別区域法第2条第2項、第27条の2、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号、第10条 租税特別措置法第42条の10 同施行規則第20条の5 地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第15条第38項</p>
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和5年8月 分析対象期間：令和2年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度：創設 平成27年度：拡充 (適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報

		<p>サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核事業)を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。)</p> <p>平成28年度：見直しの上、延長 (特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長。)</p> <p>平成30年度：見直しの上、延長 (①特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲(国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外)、③特定事業の要件(規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定)を見直した上で、2年延長)</p> <p>令和2年度：見直しの上、延長 (特定事業の範囲(①高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営、②高度医療施設の外国人患者に対するサービスの提供、③外国籍企業が行う統轄事業の特定事業からの除外)を見直した上で、2年延長)</p> <p>令和4年度：延長</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等(課税の特例) 第二十七条の二 認定区域計画に定められている特定事業(第二条第二項第一号に掲げるものうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして内閣府令で定めるもの又は同項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)を実施する法人であつて、国家戦略特別区域内において当該特定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>

	<p>・ 国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p>
③	<p>達成目標及びその実現による寄与</p> <p>実施施策に係る政策評価の中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。 (国家戦略特区制度の目標) 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、岩盤規制の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p> <p>さらに、国家戦略特区の各指定区域は、上記目標に向けて、それぞれの区域方針を定めるとともに目標を掲げており、これらも政策の達成目標である。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 これまでに当該税制措置を適用して特定事業を実施した国家戦略特別区域(以下「特区」という。)は、3地域(東京圏、関西圏及び新潟市)である。特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標(自治体によっては政策目標として設定されている場合もある)などを参考に達成しようとする目標を表すこととしている。</p> <p>①東京圏 東京圏においては、東京都及び神奈川県において税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に取り組んでいる。</p> <p>【東京圏の目標】 世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。</p>

	<p>【東京都の特区目標に合致する指標】 東京都では「未来の東京戦略」を令和3年に公表。 このうち特区目標に関わる指標として以下が該当する。 海外高度人材 2019年 18,296人⇒2030年目標 50,000人 ※2025年度までの目標 30,400人</p> <p>国際会議の誘致については「東京都 MICE 誘致戦略 2023」を令和5年に公表。 このうち上記目標に関わる指標として以下が該当する。 国際会議開催件数 2019年 世界第6位(305件)⇒2030年 世界第3位以内 出典「東京都 MICE 誘致戦略 2023」</p> <p>【神奈川県の特区目標に合致する指標】 神奈川県で策定した「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、特区目標に関わる指標として以下が該当する。 県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数(累計) 2024年まで19件</p> <p>②関西圏 関西圏においては、大阪府及び京都府において税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に取り組んでいる。</p> <p>【関西圏の目標】 健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。</p> <p>【大阪府の特区目標に関連する指標】 大阪府で策定している「大阪の再生・成長に向けた新戦略」において、特区目標に関連するものとして、健康・医療関連産業のリーディング産業化を重点分野の1つとし、取組みを進めている。 大阪府の医療機器生産額は、令和2年は829億円、令和3年には880億円となっている。全国に占めるシェアは3.4%であり、引き続き拡大を目指している。 大阪府の強みであるライフサイエンス分野について、彩都・健都・中之島の三拠点において医療機器関連産業を含むライフサイエンス分野の関連企業等の集積をさらに進め、そこから生まれる様々なシーズをうまく事業化に結び付けていく。</p> <p>【京都府の特区目標に関連する指標】 京都府では、「京都府総合計画」を令和4年12月に改訂。このうち特区目標に関連する指標として以下が該当する。 スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計) 現状(H27～R1年度):83件⇒目標(R5～R8年度):133件 府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計) 現状(R1～R3平均):20件⇒目標(R4～R7年度):80件</p>
--	---

		<p>③新潟市 新潟市においては、税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に向けて取り組んでいる。</p> <p>【新潟市の目標】 地域の高品質な農産物及び高い生産力を活かした革新的な農業を実践するとともに、食品関連産業も含めた産学官の連携を通じ、農業の生産性向上及び農産物・食品の高付加価値化を実現し、農業の国際競争力強化のための拠点を形成する。あわせて、農業分野の創業、雇用拡大を支援する。</p> <p>【新潟市の特区目標に関連する指標】 新潟市では、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を組み込んだ「新潟市総合計画 2030」を令和4年12月に策定。このうち特区目標に関わる指標として以下が該当する。 農業産出額推計値 現状 569.9 億円⇒2030 年度目標 573.0 億円 ※2025 年度までの中間目標は 571.4 億円。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置が講じられることにより、国家戦略特区において16の事業が実施されており、そのうち高度医療に関する新薬・新しい医療機器の研究開発に関わるものが5事業、MICE施設やインターナショナルスクール等の整備により国際的な経済活動の拠点形成に資するものが10事業、農業の高付加価値化につながる研究開発に関わるものが1事業実施されており、研究開発に関わる事業においては研究開発が行われ製品化等に繋がったものが出てくるとともに、整備された施設・設備は引き続き新たな研究開発に寄与している。また、経済活動の拠点形成につながる施設については、当該施設の開業（開業済みは4施設）により、国際会議等の開催・誘致や、海外高度人材の呼び込みに貢献するなど、各特区が掲げる特区目標に寄与している。</p>																					
10 有効性等	① 適用数	<p>(単位:法人)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> <th>令和6</th> <th>令和7</th> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>(適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数</p> <p>【算定根拠】 別紙1を参照</p>	年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	特別償却	0	0	0	0	0	0	税額控除	0	1	0	2	2	4
	年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																
特別償却	0	0	0	0	0	0																	
税額控除	0	1	0	2	2	4																	
② 適用額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> <th>令和6</th> <th>令和7</th> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>適用額 税額控除</td> <td>0</td> <td>756</td> <td>0</td> <td>1960</td> <td>1408</td> <td>1567</td> </tr> </table> <p>(適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p> <p>【算定根拠】</p>	年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	特別償却	0	0	0	0	0	0	適用額 税額控除	0	756	0	1960	1408	1567	
年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																	
特別償却	0	0	0	0	0	0																	
適用額 税額控除	0	756	0	1960	1408	1567																	

		別紙1を参照																												
③ 減収額	<p>特別償却についてはR2年度～R7年度の調査期間において適用及び適用見込なし</p> <p>【税額控除】 単位:百万円</p> <table border="1"> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> <th>令和6</th> <th>令和7</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>834</td> <td>0</td> <td>2,213</td> <td>1,553</td> <td>1,728</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>61</td> <td>37</td> <td>41</td> </tr> </table> <p>【算定根拠】 別紙1を参照</p>	年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	法人税	0	834	0	2,213	1,553	1,728	法人住民税	0	0	0	0	0	0	法人事業税	0	20	0	61	37	41	
年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																								
法人税	0	834	0	2,213	1,553	1,728																								
法人住民税	0	0	0	0	0	0																								
法人事業税	0	20	0	61	37	41																								
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的達成の実現状況 特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に実現状況を表すこととしている。</p> <p>①東京圏を構成する東京都の取組</p> <p>令和元年度以降の適用実績及び今後の適用見込(事業実施計画の大臣確認済み事業)は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>事業(竣工・竣工見込ベース)</th> <th>税制対象設備投資額(税額控除)</th> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>インキュベーションオフィス1事業</td> <td>355百万円</td> </tr> <tr> <td>令和1年度</td> <td>インキュベーションオフィス1事業 MICE1事業</td> <td>33,414百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>サービスアパートメント1事業</td> <td>9,352百万円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>インターナショナルスクール1事業 MICE1事業</td> <td>27,991百万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>MICE1事業</td> <td>20,119</td> </tr> </table>	年度	事業(竣工・竣工見込ベース)	税制対象設備投資額(税額控除)	平成30年度	インキュベーションオフィス1事業	355百万円	令和1年度	インキュベーションオフィス1事業 MICE1事業	33,414百万円	令和2年度		0	令和3年度	サービスアパートメント1事業	9,352百万円	令和4年度		0	令和5年度	インターナショナルスクール1事業 MICE1事業	27,991百万円	令和6年度	MICE1事業	20,119					
年度	事業(竣工・竣工見込ベース)	税制対象設備投資額(税額控除)																												
平成30年度	インキュベーションオフィス1事業	355百万円																												
令和1年度	インキュベーションオフィス1事業 MICE1事業	33,414百万円																												
令和2年度		0																												
令和3年度	サービスアパートメント1事業	9,352百万円																												
令和4年度		0																												
令和5年度	インターナショナルスクール1事業 MICE1事業	27,991百万円																												
令和6年度	MICE1事業	20,119																												

	サービスアパートメント1事業	百万円
令和7年度	サービスアパートメント1事業	67,839
	インターナショナルスクール1事業	百万円

出典：令和4年度までは「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」、令和5年度以降は事業実施計画ベースとしている。

上記事業(MICE 除く)における東京都の特区目標に寄与する施設整備・運営に関する事業は以下のとおり。

	海外高度人材	インキュベーションオフィス	サービスアパートメント	インターナショナルスクール
	出入国在留管理庁統計	新規事業を行う海外高度人材の入居者数※1	上段：整備戸数 下段()内：うち外国人入居推計戸数※2	定員数 ※3
令和1年度	17,095人	6	—	—
令和2年度	18,829人	6	—	—
令和3年度	17,564人	14	—	—
令和4年度	18,685人	14	160戸 (126戸)	—
令和5年度	約2.3万人 ※4	14	160戸 (126戸)	880人※3
令和6年度	約2.7万人 ※4	14	330戸 (254戸)	880人※3
令和7年度	約3.0万人 ※4	14	1,177戸 (485戸)	1,320人※3

出典：インキュベーションオフィスは「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」をベース、サービスアパートメント及びインターナショナルスクールは各施設の大匠確認した事業実施計画ベース。

※1：海外高度人材は、在留資格の「経営・管理」「高度専門職」等に該当する者のため、インキュベーションオフィスに入居の1社につき社長1名として換算した。

※2：サービスアパートメントの「外国人入居推計戸数」は、整備戸数に、令和4年度開業施設分は、令和4年度における外国人入居可能面積割合の実績(79%)に基づき令和5年度以降も同レベルとして換算、令和6年度以降の開業施設分は事業実施計画に記載の外国人入居可能面積の想定割合を乗じてそれぞれ換算した。

※3：インターナショナルスクールは、児童・生徒の一人に対してその親のいずれかが海外高度人材であると仮定し、かつ事業実施計画の大匠確認済み事業はいずれも外国人割合(ハーフなど二重国籍含む)9割以上としていることから、定員数分までは海外高度人材の呼び込み効果があると換算した。

※4：東京都が公表する「未来の東京戦略」において令和12年までの

目標5万人が設定されているが、当該目標以外にそれまでの年度ごとの目標は設定されていない。このため、整備された適用施設の寄与度を表すため、参考までに令和5～12年度までを均等に按分して示している。またその効果とある適用施設の寄与度合いは※2及び※3の考え方で整理している

このことから、適用した施設では令和4年度の海外高度人材の来訪に140人分貢献していると推計される。

上記事業(MICE 事業)における東京都の特区目標に寄与する施設整備・運営に関する事業は以下のとおり。

	MICE施設数	国際会議等の件数※1	国際会議等の日数	順位 ※4	東京都の国際会議開催件数※5
令和1年度	0	—	—	6位	719件
令和2年度	1※2	0件	0日	4位※6	225件※6
令和3年度	1※2	3件	8日	3位※6	408件※6
令和4年度	1※2	6件	35日	—	—
令和5年度	2※3	※4	招致活動中	—	—
令和6年度	3※3		招致活動中	—	—
令和7年度	3※3		招致活動中	※7	—

出典：2・3・4年度実績は「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」から参照。

※1：当該施設は、国際会議等を対象としており、これには国際会議の他、討論会、講習会その他これらに類する集会並びにこれらに併せて行われる観光旅行その他の外国人のための観光及び交流を目的とする催し(いわゆるアフターコンベンション)も含まれている。このため、東京 MICE 戦略の目標である国際会議以外の会議も含まれる。

※2：令和2年度に開業した MICE 施設は、令和2年度の開業以後、新型コロナウイルス感染症の流行により、各国の渡航制限や入国規制などの影響で国際会議等の招致が難しく、令和4年度も年度当初に招致していた大型国際会議が他国開催に変更になるなど、引き続き影響を受けている。また、JNTOの「国際会議統計」などからも同様の傾向である。

※3：認定を受けるにあたり各施設とも事業実施計画を策定し、施設の稼働日数に占める招致を予定する国際会議等の割合を出すこととしているが、2施設とも事業実施計画はコロナ発生前に作成し認定されたものであるため、昨年の入国制限緩和以降、会議等の開催は回復傾向にあるものの、計画策定時とは事業環境が異なること、また、ハイブリッド開催にも対応する施設であり国際会議等の開催も回復傾向であるが現在招致活動に取り組んでいることなど、このように複数の変動要素があることから事業実施計画から推計される開催件数を採用しないこととし、国際会議等の件数欄の考え方については※4のとおり。国際会議等の日数欄については、招致活動中と表記した。

※4：令和4年度と比べ、適用事業者へのヒアリングに基づき現在の会議招致状況から一定以上の国際会議等の開催が見込まれる。

※5：出典 UIA 国際会議統計(日本政府観光局ホームページで公表)

※6：国際会議統計は令和4年度は今後公表予定であり各国において

新型コロナウイルス感染症の拡大による入国制限等の影響下であったため、令和4年度までは参考値である。なお令和4年度稼働の施設は新型コロナウイルス感染症等の影響を受け※2の記載のとおり大型国際会議のキャンセルを受けるなどしていたが、国際会議等の開催するなど貢献した。

※7:政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に、達成しようとする目標を表すこととしており、東京都においては2030年までに世界3位以内の達成を目標としている。またその効果となる適用施設の寄与度合いはMICE事業の※3の考え方で整理している

これら施設(計10施設)の運営状況(前記の各施設の運営を示した表を参照)から、令和4年度実績において、海外高度人材の呼び込みに対して、これらに効果のあるインキュベーションオフィスの入居者数、サービスアパートメントの整備戸数のうち外国人推計入居個数からおおよそ140人分、国際会議等については6件の開催実績があった。また、令和7年度の計画ベースでは、海外高度人材の呼び込みに対して、これらに効果のあるインキュベーションオフィスの入居者数、サービスアパートメントの整備戸数、インターナショナルスクールの定員数の合計値からおおよそ2,511人分の効果が想定され、国際会議等については、令和7年度に計3施設が稼働することから、東京都の国際会議等の開催に寄与していくと推計される。また、上記10施設の外、13の施設(うち令和6~7年度に着工見込の事業は10施設、令和8~9年度に着工見込の事業は3施設)について当該制度の活用を検討している。

これらにより、東京圏東京都において、その特区目標のうち、インキュベーションオフィス、サービスアパートメント及びインターナショナルスクールの整備等により世界で一番ビジネスのしやすい環境に繋がるとともに、国際会議等の開催により世界から人材が集まり、これらの取組により国際的ビジネス拠点形成に繋がっており、目標への寄与が見込まれる。

②東京圏を構成する神奈川県を取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象 設備投資額 (特別償却)	成果等
平成29年度～令和3年度	再生医療の研究開発に関する設備導入	134百万円	再生医療関係の研究開発を実施し、1件製品化。また新たな製品化に向けて治験中。

出典:「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」
当該施設では、再生医療の研究開発に関する設備導入を行い、再生医療の研究開発を実施しており、これまでに令和2年度に1件製品化するとともに、現在新たな製品化に向けて治験中。これらは神奈川県の再生医療等関連産業の市場形成に資する取組である。

前記事業における神奈川県の特区目標に関わる指標に寄与する施設

整備・運営に関する事業は以下のとおり。

年度	県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数		製品化された税制適用事業
	目標値	実績値	
令和2年度	-	2件	1件
令和3年度	-	6件	0件※2
令和4年度	-	集計中	0件※2
令和5年度	-	製品化された場	開発中
令和6年度	19件(累計) ※1	合1以上の効果	開発中

出典:神奈川県による調査
※1 令和6年度までに達成することとしている。
※2 適用事業者は令和3・4年度の薬事申請はなかった。

上記のとおり、過去の税制適用数は県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数に寄与している。例えば令和2年度の件数2件に対し製品化された適用事業数は1件である。今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

③関西圏を構成する大阪府を取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象 設備投資額 (税額控除)	成果等
平成28～29年度	高度医療に係る医療機器の研究開発	601百万円	これまでに医療機器を2件開発し、製品化(薬事承認含む)した。
平成29～30年度	再生医療に係る新薬の研究開発	4408百万円	複数の新薬の研究開発に取り組んでおり、一部は治験を実施した。
平成30年度	高度医療に係る医薬品の大量製造技術の確立に向けた研究開発	1271百万円	これまでに大量製造技術を開発・確立し、医薬品の提供を開始した。

出典:「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」
これら研究開発施設(3施設)においては、多くの事業で製品化または製品化に向けた治験開始に至っている。一方、引き続き研究開発を行っている事業もあり、特区の目標である「再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の推進」の達成に貢献している。

前記事業における大阪府の特区目標に関連する指標

年度	医療機器生産額 実績値		製品化された 税制適用事業
	全国に占める シェア	生産額	
令和2年度	3.4%	829億円	1件
令和3年度	3.4%	880億円	0件※
令和4年度	統計結果が 出ていない	統計結果が 出ていない	0件※
令和5年度	製品化された	—	開発中
令和6年度	場合シェア	—	開発中
令和7年度	3.4%程度	さらなる拡大 を目指す	開発中

出典:令和3年薬事工業生産動態統計年報
 ※適用事業者は令和3・4年度の製品化実績はなかった。
 税制適用事業の製品化後、当該企業全体の売上高は増加の一途をたどっており、税制措置が医療機器生産額の増加の一助になっている。今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

④関西圏を構成する京都府の取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象 設備投資額 (特別償却)	成果等
平成28 年度～ 30年度	iPS細胞由来の血液 製剤の研究開発に関 する設備導入	111百万円	iPS細胞由来の 血液製剤の研究 開発及び治験を 実施。

出典:「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」

上記研究開発施設は、iPS細胞由来の血液製剤の研究開発及び治験を実施しており、特区の目標である再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の促進の達成に貢献している。

上記事業における京都府の特区目標に関連する指標

年度	スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業 設立数(累計)		適用事業数
	目標値	実績値	
平成27年～ 令和元年度	—	83件	1件
令和2年度	—	—	0件※2
令和3年度	—	—	0件※2
令和4年度	—	—	0件※2
令和5年度	—	製品化され	開発中
令和6年度	—	た場合1以	開発中
令和7年度	133件※1	上の効果	開発中

出典:京都市による調査

※1 令和3年度から令和7年度までの累計値を目標として設定している。
 ※2 税制適用事業者がいなかったため令和2～4年度は実績がなかった。

年度	府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計)		適用事業数
	目標値	実績値	
令和元年度	—	20件※2	—
令和2年度	—	20件※2	—※3
令和3年度	—	20件※2	—※3
令和4年度	—	—	—※3
令和5年度	—	税制適用事	—
令和6年度	—	業者がいる	—
令和7年度	80件※1	場合1以上 の効果	—

出典:京都市による調査
 ※1 令和4年度から令和7年度までの累計値を目標として設定している。
 ※2 令和元年度から令和3年度の実績の平均値
 ※3 税制適用事業者がいなかったため令和2～4年度は実績がなかった。

前記のとおり、過去の税制適用数はスタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計)に寄与している。例えば平成27年度～令和元年度の設立数83件に対し適用事業数は1件である。今後も、税制適用された事業者においては、製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

⑤新潟市の取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象 設備投資額 (税額控除)	成果等
平成27年度～ 28年度	革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発	20百万円	農業情報サービスを製品化した。

出典:「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」

上記研究開発設備は、農業情報サービスの研究開発を行い、既に製品化しており、新潟市の目標である農業産出額推計値の向上を後押しすることが期待される。

上記事業における新潟市の特区目標に関連する指標

年度	農業産出額推計値		製品化された 税制適用事 業数
	目標値	実績値	
令和2年度	—	569.9億円	1件※1
令和3年度	—	509.8億円	—※3
令和4年度	—	統計結果が 出ていない	—※3
令和5年度	—	営農の効率化	—
令和6年度	—	に資するもの	—
令和7年度	571.4億円※2	のため農業産 出額に寄与	—

出典：市町村別農業産出額(推計)
 ※1令和2年度までに製品化された税制適用事業数
 ※2令和3年度から令和7年度までの目標値になります。
 ※3※1は農産品ではなく、システムであるため、令和3年度・4年度の農産品の効率的な生産に貢献している。

調査期間中の令和3年度について実績値としては減少しているが、今後も、税制適用された事業者においては、製品化した製品により農業分野に貢献していくことが見込まれ、目標への寄与が見込まれる。

○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由
 上記のとおり、本税制を適用した事業者は、それぞれの事業実施計画に基づき設備・施設を導入するとともに、これら設備・施設を活用して各事業実施計画に示された特定事業を実施している。
 定量的な目標として、各特区を構成する自治体が別に定める指標などから設定し、各特区の目標に対して一定程度それぞれ貢献している。例えば東京圏では国内外の人の交流・企業の集積に必要な施設を整備し、それらが運営されることで海外高度人材の増加や国際会議等の招致が図られることで国際的な経済活動の拠点形成が図られていく。関西圏では主に研究開発などから新製品の開発や新たな技術確立、また新潟市では、農業の高度化に係る技術開発が行われ、これらは新たな製品開発などに繋がることで、産業の国際的な競争力強化が図られていく。これらの成果は、前述のとおり各特区が所在する自治体の政策目標にそれぞれ貢献するとともに、その結果各自治体の特区目標に資する取組となっており、かつ国家戦略特区の目的である、産業の国際競争力の強化と、国際的な経済活動の拠点形成に資する取組となっている。

また、参考までに令和4年度に適用事業者向けに実施したアンケート調査において、上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、設備投資額608億円、総合経済波及効果は約1,007億円、雇用誘発効果は8,914人を実現している。また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は29.3%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約178億円(608億円×29.3%)と推計される

		<p>○適用数が僅少であることについて 本特例措置のこれまでの対象事業は16事業(うち4事業は令和5年8月時点で建設中)と僅少である。 これは、本特例措置及び国家戦略特区法は、特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みを行う事業者が対象であり、また対象事業分野も高度な医療の提供に資する医療技術・医療機器・医薬品等や付加価値の高い農産物等の研究開発、国際的な事業機会の創出や国際的な規模の事業活動の促進に資する事業(例：国際会議場等の整備)に限定されており、かつ、国家戦略特区の規制の特例措置を活用することが要件となる取組となっている。 このような中、前述の「所期の目標の達成状況」とおり、国家戦略特区法の目的に資する事業が実施されている また、内閣府が業界・自治体向けに実施した本税制措置の適用を検討している事業数は、令和6年度以降に着工ペースで見て15事業あり、このほか誘致等への活用が1事業あるなど、海外高度人材の誘致や国際会議等の招致を促進する動きが継続して行われる見込みである。 以上のとおり、適用実績は少ないものの、当該措置によって、特区法の目的である特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みが進むことで研究開発の促進、国際会議の開催数や海外高度人材の増加といった効果をあげており、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p>
	⑥： 税収減を是認する理由等	<p>租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、当該設備投資の結果、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する研究開発や、海外高度人材の来訪や国際会議等の誘致につながるなど、前述「④効果」とおり各特区の区域方針の目標の達成につながり、また、R2年度からR4年度の減収額は約8億円のところ、設備投資額608億円、総合経済波及効果は約1,007億円、雇用誘発効果は8,914人を実現していることから本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p>
11	相当性	<p>①： 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。 また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制について、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>

(別紙 1)

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする。 また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者の資金繰りを支援するものである。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための国際競争力の強化等に資する事業活動に供する新たな設備投資に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(R3内閣02)

適用数等及び減収額の算定根拠

令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	0件	財務省適用実態調査	
②特別償却実施額	0円	財務省適用実態調査	
③税額控除実施額	0円	財務省適用実態調査	
④減収額	0円	0円+0円+0円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	0円	$(0 \times 23.2\% + 0 \text{円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥法人住民税	0円	$0 \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑦法人事業税	0円	0円+0円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	$0 \times 1\%$	$② \times \text{税率}$
⑨特別法人事業税	0円	$0 \text{円} \times 1\% \times 260\%$	$③ \times \text{税率}$

令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	1件	財務省適用実態調査	
②特別償却実施額	0円	財務省適用実態調査	
③税額控除実施額	755.84百万円	財務省適用実態調査	
④減収額	853.34百万円	833.69百万円+0円+19.65百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	833.69百万円	$(0 \text{円} \times 23.2\% + 755.84 \text{百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥法人住民税	0円	$0 \text{円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑦法人事業税	19.65百万円	0円+19.65百万円	⑧+⑨

⑧所得割	0円	0万円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	19.65百万円	755.84百万円×1%×260%	③×税率

令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	0件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③税額控除実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④減収額	0円	0円+0円0円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	0円	(0×23.2%+0円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥法人住民税	0円	0×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	0円	0円+0円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	0円	0円×1%×260%	③×税率

令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	2件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③税額控除実施額	1960百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	

④減収額	2212.84百万円	2161.88百万円+0円+50.96百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	2161.88百万円	(0円×23.2%+1960百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥法人住民税	0円	0円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	61.36百万円	0円+61.36百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	50.96百万円	1960百万円×1%×260%	③×税率

令和6年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	2件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③税額控除実施額	1408百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④減収額	1589.63百万円	1553.02百万円+0円+36.61百万円	④+⑤+⑥
⑤法人税	1553.02百万円	(0円×23.2%+1408百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥法人住民税	0円	0円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	36.61百万円	0円+36.61百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	36.61百万円	1408百万円×1%×260%	③×税率

令和7年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	4件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③税額控除実施額	1567百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④減収額	1769.14百万円	1728.4百万円+0円+40.74百万円	④+⑤+⑥
⑤法人税	1728.4百万円	(0円×23.2%+1567百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥法人住民税	0円	0円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	40.74百万円	0円+40.74百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	40.74百万円	1567百万円×1%×260%	③×税率

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における所得控除制度の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標(スタートアップビザ(外国人材)2024年度の適用件数20件以上。以下同じ。)を達成すべき時期(目標達成時期)が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【内閣府の補足説明】
① 福岡市では4年度ごとに新たな目標を設定しており、2025～2028年度の目標は2024年度に設定する。同程度以上の目標を設定する予定の旨を追記する。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する過去の直接的な効果について、「このような中、これまでの適用事業はいずれも海外の高度人材が来日して新規事業に取り組むなど、我が国においてこれまでにない取組を対象としたものである。これら取組により特区における産業の国際競争力の強化を進めることができるものであり、僅少の適用数ではあるが、国内において一定のインパクト(海外人材による国内での創業による日本人とは異なる視点)を与える取組を支援している」と説明されているが、過去の効果(スタートアップビザ申請件数)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【内閣府の補足説明】
① 国家戦略特区の税制はその適用範囲が特区自治体に限定され、規制の特例を活用することが要件とされ、かつ特区法の目的に基づく「産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成」に資するものであって、さらに各税制の要件を満たす事業が対象となっている。このため、厳選され要件が厳しい税制措置において適切に効果検証が行えるように今後も検討が必要なものとする。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【内閣府の補足説明】
① 本税制措置は、適用範囲が特区自治体に限定され、規制の特例を活用することが要件とされ、かつ特区法の目的に基づく「産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成」に資するものであって、さらに各税制の要件を満たす事業が対象のため、適用実績が少なく、実績を持って将来適用数を推計することが困難である。他方、直近では1年度おきに申請がなされていることから、表中の適用事業数の令和6・7年度欄を統合し※5「直近の適用申請状況から2年度間で1件と推定」を追記し、実績値の令和6・7年度を統合し「2年度間で1件の効果」を追記する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果(令和6年度及び7年度)が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における所得控除制度の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税:4) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)(地方税:3)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>国家戦略特区内の設立5年未満の法人の所得の20%を課税所得から控除できる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業: 国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。 ・対象分野: 医療、国際、農業、一定のIoT等 ・主な法人指定要件 <p>①指定期限: 令和6年3月31日</p> <p>②設立時期: 特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満</p> <p>③事業要件: 専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと</p> <p>④区域要件: 特区内に本店又は主たる事務所を有すること</p>
		<p>《要望の内容》</p> <p>国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条において、法人の指定期限が令和6年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p>
		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第61条、 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第37条 ・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第21条の18 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第4項、第72条の23第1項、第292条第1項第4号
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和7年度
	創設年度及び改正経緯	平成28年度: 創設 平成30年度: 適用期限の延長

		令和2年度: 見直しの上、延長 (特定事業の範囲(①)高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の運営、 ②国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービスの提供、 ③外国会社等への勤務者の子女等を対象とした外国語教育の特定事業からの除外)を見直した上で、2年延長) 令和4年度: 適用期限の延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第1条 <p>この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等</p> <p>第二十七条の三 認定区域計画に定められている特定事業(当該特定事業の将来における成長発展を図ることが産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。)を実施する法人(当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして国家戦略特別区域担当大臣が指定するものに限る。)の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)(国家戦略特区制度の目的・意義) <p>国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標5 地方創生 施策目標5 地方創生に関する施策の推進

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>実施施策に係る政策評価の中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。 (国家戦略特区制度の目標) 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 これまでに当該税制措置を適用して特定事業を実施した国家戦略特別区域(以下「特区」という。)は、1地域(福岡市・北九州市)である。特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標(自治体によっては政策目標として設定されている場合もある)などを参考に達成しようとする目標を表すこととしている。</p> <p>○福岡市・北九州市 福岡市・北九州市では、福岡市において税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に取り組んでいる。</p> <p>【福岡市・北九州市の目標】 雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る。</p> <p>【福岡市の特区目標に合致する指標】 福岡市では、「政策推進プラン」において外国人材によるスタートアップビザ活用促進を図り、特区目標にある国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進し産業の国際競争力の強化を図り、更なる雇用の拡大に取り組んでいる スタートアップビザ(外国人材)2024年度の適用件数 20 件以上 (2025 年度以降の目標を 2024 年度と同程度以上のものとして今後設定予定) このほかの目標として 企業価値 10 億円以上のスタートアップ企業数 2024 年度 100 社以上(※)</p> <p>(※)当該指標は、国家戦略特区の規制の特例(スタートアップビザなど)を受けない事業者も含まれるため参考値とした。</p>
--	---

	<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置が講じられることにより、国家戦略特区において規制の特例措置(いずれも外国人スタートアップビザ)を適用して、海外からの経営人材が来日し技術を有する研究開発に関する2事業が実施されており、そのうち1事業は製品化されるとともに、新たな雇用も創出されており、これらは特区(福岡市・北九州市)の目標の達成に寄与している。</p>																																																																																				
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p> <p>《延長分》</p> <table border="1" data-bbox="1518 419 1989 651"> <tr> <td>年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>参考対象法人数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用法人数(社)</td> <td>0</td> <td>1※</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>【算定根拠】 別紙1を参照 ※令和3年度に黒字化していた法人2社の内1社が令和2年度の赤字と通算した結果、所得控除の適用に至らなかった。 これまでに本税制措置の対象として特定事業を認定した事業者は2社</p> <p>②: 適用額</p> <table border="1" data-bbox="1518 802 2040 1058"> <tr> <td>年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用法人数(社)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用額(万円)</td> <td>0</td> <td>417</td> <td>7,200</td> <td>13,980</td> <td>1,290</td> <td>4,440</td> </tr> </table> <p>【算定根拠】 別紙1を参照 (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る法人所得</p> <p>③: 減収額</p> <p>《延長分》</p> <table border="1" data-bbox="1518 1233 2040 1410"> <tr> <td>年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>0</td> <td>21.3</td> <td>368.5</td> <td>715</td> <td>66</td> <td>227.2</td> </tr> <tr> <td>法人税(万円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>1.5</td> <td>25.8</td> <td>50</td> <td>4.6</td> <td>15.9</td> </tr> </table>	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	区分	1	2	1	2	1	1	参考対象法人数							適用法人数(社)	0	1※	1	2	1	1	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	区分	0	1	1	2	1	1	適用法人数(社)							適用額(万円)	0	417	7,200	13,980	1,290	4,440	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	区分	0	21.3	368.5	715	66	227.2	法人税(万円)							法人住民税	—	1.5	25.8	50	4.6	15.9
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																																															
区分	1	2	1	2	1	1																																																																															
参考対象法人数																																																																																					
適用法人数(社)	0	1※	1	2	1	1																																																																															
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																																															
区分	0	1	1	2	1	1																																																																															
適用法人数(社)																																																																																					
適用額(万円)	0	417	7,200	13,980	1,290	4,440																																																																															
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																																															
区分	0	21.3	368.5	715	66	227.2																																																																															
法人税(万円)																																																																																					
法人住民税	—	1.5	25.8	50	4.6	15.9																																																																															

		(万円)																	
		法人事業税 (万円)	—	3	51.8	101	9.3 32												
		【算定根拠】 別紙1を参照																	
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的達成の実現状況 特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に実現状況を表すこととしている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業期間</th> <th>事業</th> <th>所得控除適用数</th> <th>成果等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度～令和3年</td> <td>高度な可視光通信受光器解析システム等の研究開発</td> <td>平成30年度※</td> <td>令和3年に製品化更にこれまでの成果を踏まえつつ新たな研究開発に取り組んでいる</td> </tr> <tr> <td>令和3～令和5年度</td> <td>3Dスキャン技術を用いたソフトウェアの開発</td> <td>令和3年度 令和4年度</td> <td>研究開発に取り組んでいる</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」 ※令和3年度は黒字化していたが、令和2年度の赤字と通算した結果、所得控除の適用に至らなかった。</p> <p>上記事業によって、福岡市が別途掲げる次の政策目標に寄与するとともに、特区区域の福岡市・北九州市の区域方針の目標に貢献している。また、申請中の事業も区域計画に認定された場合、同様に貢献していく見込みである。</p>						事業期間	事業	所得控除適用数	成果等	平成29年度～令和3年	高度な可視光通信受光器解析システム等の研究開発	平成30年度※	令和3年に製品化更にこれまでの成果を踏まえつつ新たな研究開発に取り組んでいる	令和3～令和5年度	3Dスキャン技術を用いたソフトウェアの開発	令和3年度 令和4年度	研究開発に取り組んでいる
事業期間	事業	所得控除適用数	成果等																
平成29年度～令和3年	高度な可視光通信受光器解析システム等の研究開発	平成30年度※	令和3年に製品化更にこれまでの成果を踏まえつつ新たな研究開発に取り組んでいる																
令和3～令和5年度	3Dスキャン技術を用いたソフトウェアの開発	令和3年度 令和4年度	研究開発に取り組んでいる																
							(件)												
		適用事業数 ※1	福岡市の政策目標 (スタートアップビザ申請件数)																
			目標値	実績値															
(参考)		1	—	18 ※3															
平成29年度																			
令和2年度		—	—	8 ※3															

令和3年度	1	—	5 ※3
令和4年度	—	—	14 ※3
令和5年度	1※2	—	1件の効果
令和6年度		20	2年度間で1件の効果
令和7年度	1※5	—※4	

※1:適用事業数は本税制措置に係る区域計画の認定年度ベースでカウントしている。(税制措置は、複数年度にわたり受けられるが、政策目標への貢献度を見るため区域計画の認定を受けた年度のみとした)
※2:現在、申請中の事業者が区域計画に認定された場合を想定して含めた。
※3:特区版スタートアップビザの件数
出典:福岡市による調査
※4:2025年度以降の目標を2024年度と同程度以上のものとして今後設定予定
※5:直近の適用状況から2年度間で1件と推定

上記の通り、過去の適用事業数は福岡市におけるスタートアップビザ申請件数に寄与している。例えば、平成29年度は申請件数18件に対し適用事業数は1件。令和3年度は申請件数5件に対し適用事業数は1件である。今後も、税制適用された事業者においては、計画に沿った事業が継続することが見込まれる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的な効果》

○適用数が僅少であることについて
本特例措置のこれまでの対象事業者は2社と僅少であり、その原因の一つとして特区及び事業者への周知不足であったことから、パンフレットの作成や特区の自治体への制度説明を図るなどしてきたところである。
本特例措置及び国家戦略特区法は、特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取組を行う事業者が対象であり、また対象事業分野も高度な医療の提供に資する医療技術・医療機器・医薬品や付加価値の高い農産物の研究開発、インターネットその他の情報通信技術活用した自律的な作動などに係る研究開発分野などとしており、かつこれまでの適用事例のとおりに国家戦略特区法の特例を活用することが要件となっており、厳選された取組のみが対象となっていることも僅少である原因の一つと考えられる。このような中、これまでの適用事業はいずれも海外の高度人材が来日して新規事業に取り組むなど、我が国においてこれまでにない取組を対象としたものである。これら取組により特区における産業の国際競争力の強化を進めることができるものであり、僅少の適用数ではあるが、国内において一定のインパクト(海外人材による国内での創業による日本人とは異なる視点)を与える取組を支援している。なお、このほかにもこれまで適用実績はないが、例えば国家公務員の退職金特例などを活用して国家公務員が持つノウハウを活用した取組なども活用が可能であり、様々な特例を活用した取組が想定されている。

(別紙1)

	⑤: 税収減を是認する理由等	本要望の実現によって、令和6年度に1法人において、79.9万円の減収見込額を想定するとともに、当該事業者の取組により新たな製品開発につながる見込があり、このような取組を行う特区内の優良企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効である。国家戦略特区において先行して大胆な規制緩和や、税制措置の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の創出が一層促進される。
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は、特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための革新性の高い事業を行うベンチャー企業の初期における事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(R3 内閣 03)

適用数等及び減収額の算定根拠

○令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	財務省適用実態調査	
② 適用額	0万円	財務省適用実態調査	
③ 控除額	0万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	0万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	0万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	0万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	0万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	0万円	③×1%×260%	③×税率

○令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	財務省適用実態調査	
② 適用額	416.6万円	財務省適用実態調査	
③ 控除額	83.3万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	25.8万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	21.3万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	1.5万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	3万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	0.8万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	2.2万円	③×1%×260%	③×税率

○令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府))

② 適用額	7,200 万円	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
③ 控除額	1,440 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	446.1 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	368.5 万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	25.8 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	51.8 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	14.4 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	37.4 万円	③×1%×260%	③×税率

○令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2件	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
② 適用額	1,3980 万円	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
③ 控除額	2796 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	866 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	715 万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	50 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	101 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	28 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	73 万円	③×1%×260%	③×税率

○令和6年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
② 適用額	1,290 万円	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
③ 控除額	258 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	79.9 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	66 万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率

⑥ 法人住民税	4.6 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	9.3 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	2.6 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	6.7 万円	③×1%×260%	③×税率

○令和7年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
② 適用額	4,440 万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
③ 控除額	888 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	275.1 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	227.2 万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	15.9 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	32 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	8.9 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	23.1 万円	③×1%×260%	③×税率

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【内閣府の補足説明】	① 別紙に特別償却と税額控除の適用法人数を記載し、令和4年度以降の出典を「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」へ修正する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【内閣府の補足説明】	① 別紙に特別償却と税額控除の適用法人数を記載し、令和4年度以降の出典を「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」へ修正する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（ライフインベーション・グリーンインベーションの推進による産業化促進事業・産業創出数 15件（令和3年度）→75件（令和7年度））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ② 達成目標（特区関連事業による就業者の増加数 7年間（令和元年度～令和7年度）累計：810人）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ③ 達成目標（航空宇宙産業の生産高 10,818億円（令和元年度）→10,818億円（令和7年度））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ④ 達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ⑤ 達成目標（当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 約0.2兆円（平成22年12月）→約5.71兆円（令和7年））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、①、②、③、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【内閣府の補足説明】	① つくば国際戦略総合特区は、過去の評価対象期間に当該税制措置の適用がなかったことから、表の直下の文言「つくば国際戦略総合特区では、今後設備投資が完了する事業が1社見込まれ、・・・」を次のように修正する「つくば国際戦略総合特区では、令和元年～4年度まで適用実績がなく、令和6年度に設備導入が完了し税制適用する事業が1社見込まれ、・・・」に修正する。 ② 上記の②～⑤の指摘を踏まえ、④効果の「○達成目標の実現状況」の欄の最後に、説明を追加する。「また、参考までに令和4年度に適用事業者向けに実施したアンケート調査において、上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、設備投資額1,935億円、総合経済波及効果は約4,487億円、雇用誘発効果は17,659人を実現している。また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は22.7%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約438億円（1,935億円×22.7%）と推計される」 ③ 直接的な効果の説明を追記するため上記②と同じ ④ 直接的な効果の説明を追記するため上記②と同じ ⑤ 直接的な効果の説明を追記するため上記②と同じ
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ②～⑤ 「上記の②～⑤の指摘を踏まえ、④効果の「○達成目標の実現状況」の欄の最後に、説明を追加する。「また、参考までに令和4年度に適用事業者向けに実施したア

ンケート調査において、上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、設備投資額1,935億円、総合経済波及効果は約4,487億円、雇用誘発効果は17,659人を実現している。また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は22.7%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約438億円（1,935億円×22.7%）と推計される」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（特区関連事業による就業者の増加数 7年間（令和元年度～令和7年度）累計：810人）に対する将来の効果について、「今後本税制を活用し設備投資を行う事業者が1社見込まれ、この事業所において就業者の増加が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
- ② 達成目標（航空宇宙産業の生産高 10,818億円（令和元年度）→10,818億円（令和7年度））に対する将来の効果について、「今後も、税制適用された事業者においては、整備した設備等を活用した生産が行われ、目標への寄与が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
- ③ 達成目標（当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 約0.2兆円（平成22年12月）→約5.71兆円（令和7年））に対する将来の効果について、「令和5年度以降本税制を活用し設備投資を行う事案が6社見込まれる。これらの取組の結果、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点の構築に繋がる。（整備した施設は引き続き活用されるため令和5年度以降も実績見合いで売上高が計上されていくことが見込まれる）今後も、税制適用された事業者においては、整備した設備等を活用した生産が行われ、目標への寄与が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
- ④ 達成目標（ライフィノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進事業・産業創出数 15件（令和3年度）→75件（令和7年度））に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。
- ⑤ 達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。
- ⑥ 達成目標（ライフィノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進事業・産業創出数 15件（令和3年度）→75件（令和7年度））に対する将来の効果について、「つくば国際戦略総合特区では、今後設備投資が完了する事案が1社見込まれ、こちらの事業者において事業・産業創出数が1件見込まれる（特許出願及び製品化予定）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ⑦ 達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件）に対する将来の効果について、「今後設備投資を行う事業者が1社見込まれ、これらの事業所において令和8年度までに、累積推計申請数が13件見込まれる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ⑧ 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数1件（令和5年度及び6年度の特別償却）、0件（令和7年度の特別償却）、3件（令和6年度の税額控除）、4件（令和7年度の税額控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
- ⑨ 達成目標（ライフィノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進事業・産業創出数 15件（令和3年度）→75件（令和7年度））に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

- ⑩ 達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 将来効果について表中では令和7年度分を表記していることから文中を次のとおり修正する。「・・・事業者が1社見込まれ、この事業所において就業者の増加が見込まれる」を「・・・事業者が1社見込まれ、この事業所において計画では令和7年度には21名の就業者の増加が見込まれる」に修正する。
- ② 表中の「特区目標生産高」の「うち税制適用事業者分」に「※2」を追記し、表の下に「※2：【】内は、令和元年度～令和5年度分は整備施設の累計生産高を記載。令和6年度以降は、30.1億円+導入設備分（= α ）の生産高）を記載」と記載する。文中にも同様の記載を追記する。
- ③ 「・・・令和5年度以降も実績見合いで売上高が計上されていくことが見込まれる・・・」を「・・・令和5年度以降も288億円+導入設備分（= α ）の売上高が計上されていくことが見込まれる・・・」に修正する。また表中の令和5年度以降も「288億円+ α 」を追記し、その説明である※2を追記する。文中にも同様の記載を追記する。
- ④ 表の下の※部分が算出根拠であるため、「※」を「出典」に修正する。将来の効果は表の「特区目標（事業・産業創出数）」のうち「うち税制適用事業者分」の予測について令和5年度～令和7年度分を記載している。
- ⑤ 表の下の※部分が算出根拠であるため、「※」を「出典」に修正する。将来の効果は表の「特区目標（累積の薬事申請数）」のうち「うち税制適用事業者分」の予測について令和5年度～令和7年度分を記載している。
- ⑥ 表の下の※部分が算出根拠であるため、「※」を「出典」に修正する。
- ⑦ 表の下の※部分が算出根拠であるため、「※」を「出典」に修正する。
- ⑧ ④効果の「○設備投資額に幅があり、適用数が僅少等であることについて」の一番最後に次を追加する。「適用数は僅少であるが、令和5年度以降、つくば国際戦略総合特区は、特区目標「事業・産業創出数」が1件見込まれること、京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区は、特区目標「就業者の増加数」が21名見込まれかつ令和8年度も増加予定であること、アジアNo1航空宇宙産業クラスター形成特区では、特区目標「推計生産高」が令和5年度以降の毎年度30.1億円プラス α が見込まれること、関西イノベーション国際戦略総合特区では、特区目標「累計の薬事申請数」が令和5～8年度の4年間見込まれること、グリーンアジア国際戦略総合特区では、特区目標「年間売上高」が令和5年度以降の毎年度288億円プラス α が見込まれることから、これらを踏まえ、各特区が掲げる目標達成に寄与し、産業の国際競争力の強化に資する各特区の事業計画に基づく産業分野の集積が図られており、このことから達成目標の実現に有効な手段であると考えらる。」
- ⑨ 個々の特区ごとの分析はないが、④効果「過去の効果」の追加記載として「また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は22.7%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約438億円（1,935億円×22.7%）と推計される。また、将来の効果についても上記アンケート調査及び租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査から令和5年度～令和7年度の事業着手・拡大誘因効果は予定設備投資額348億円×22.7%=79億円と推計される。」を追記する
- ⑩ 上記⑨と同様に「また、将来の効果についても上記アンケート調査及び租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査から令和5年度～令和7年度の事業着手・拡大誘因効果は予定設備投資額348億円×22.7%=79億円と推計される。」を追記する。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（特区関連事業による就業者の増加数 7年間（令和元年度～令和7年度）累計：810人）に対する将来の効果（令和5年度及び6年度）が年度ごとに予測されていない

<p>め、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（航空宇宙産業の生産高 10,818億円（令和元年度）→10,818億円（令和7年度））に対する将来の効果（令和6年度及び7年度）が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標（ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 事業・産業創出数 15件（令和3年度）→75件（令和7年度））に対する将来の効果（令和5年度及び7年度）が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑥・⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑨・⑩ 「また、将来の効果についても上記アンケート調査及び租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査から令和5年度～令和7年度の事業着手・拡大誘因効果は予定設備投資額348億円×22.7%=79億円と推計される」等との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税6) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)(地方税4)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>○特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</p> <p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取引してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人指定の期限:令和6年3月31日 ・対象設備:機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・付属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の34% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の17% ・税額控除の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の10% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の5%(当期法人税額の20%を限度とする) ・設備等取得の期間:法人指定の日から令和6年3月31日まで <p>《要望の内容》</p> <p>総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11において令和6年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合特別区域法第26条 ・総合特別区域法施行規則第15条 ・租税特別措置法第42条の11 ・地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和2年度～令和7年度

7	創設年度及び改正経緯	<p>平成23年度:創設</p> <p>平成25年度:拡充 (適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加)</p> <p>平成26年度:延長(2年間)</p> <p>平成28年度:見直しの上、延長 (特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長)</p> <p>平成30年度:延長(2年間) (特別償却及び税額控除の率、対象事業の範囲(国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外)を見直した上で、2年延長)</p> <p>令和2年度:延長(2年間)</p> <p>令和4年度:延長(2年間)</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合特別区域基本方針 2 国際戦略総合特区を通じた産業の国際競争力強化の意義 <p>強い経済を実現するためには、産業の国際競争力の強化を通じて安定した内需と外需を創造し、富が広く循環する経済構造を築くことが重要である。</p> <p>国際戦略総合特区は、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選し、地方公共団体及び民間事業者が連携した当該産業の拠点形成に資する取組に対して、産業の国際競争力の強化に関する規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援を行うものである。</p> <p>これにより、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果とも相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与するものである。</p> <p>・総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)</p> <p>第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置</p> <p>第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第二款 課税の特例</p> <p>第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する法人(内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体(内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。))が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。)であつて、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置</p>

		法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>実施施策に係る政策評価の中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するため、事業として「総合特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>総合特別区域法第7条第1項に基づき定める総合特別区域基本方針において、国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化の意義及び目標に関する事項が示されている。 〈総合特区制度の目標〉 総合特区制度は、区域限定の規制・制度改革によって政策課題解決を図る突破口とし、産業の国際競争力の強化を目的としている。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 総合特別区域法に基づき、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的としている。 国際戦略総合特区においては、現在6つ(※1)の特区がそれぞれ定める特区計画に基づきその目標とその達成時期を設けている。このうち5つ(※2)の特区において、評価期間の令和元年度から令和4年度までに本税制措置を活用して、特区目標に向けて取り組んだ。 このため、税制措置を活用した計画が、特区の目標にどの程度寄与したかの観点でみる。</p> <p>※1 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区については、その目標を達成したため、令和4年3月31日に特区の指定解除となっている。 ※2 アジアヘッドクォーター特区については、令和元年以前に法人指定され令和元年度に適用した施設(国際会議場)があったが、令和元年度以降は国際分野に係る施設は本税制の対象外であったことや、当該特区について今後の適用が見込まれないことから、当該評価に含めていない。</p> <p>【各特区において達成すべき水準(目標値)】 本税制措置を適用したもしくは今後適用予定の5つの特区においては、それぞれ複数の数値目標を掲げているが、総合特別区域法の目的は前述のとおり産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することとしていることから、各特区の数値目標のうち特に以下の観点を中心に評価指標としている。なお、前回評価では、設備投資額を評価とした特区もあったが、当該税制措置の効果は、単に設備投資を行うだけでなく、その整備した施設や導入した設備によって、特区目標に資する新しい製品の生産や研究開発に活用することをもって、より特区目標に寄与することを説明する</p>

		<p>ことが妥当なことから、今回の評価上は、設備投資額は参考指標としている。</p> <p>特区の数値目標においては、主に新たな製品生産などを目的としているものは生産高など、新しい分野に係る研究開発などを目的としているものは研究開発の成果に現れる指標(業事申請数、産業創出数など)、また共通する項目としてこれらの取組により生み出された雇用数など、特区を持つ自治体において、本税制措置の適用により設備投資が行われることで製造・開発拠点が形成されることの効果指標として適切なものを中心に指標とした。</p> <p>○つくば国際戦略総合特区 評価指標: ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 数値目標: 事業・産業創出数 15件(令和3年度)→75件(令和7年度)</p> <p>○京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 評価指標: 特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果 数値目標: 特区関連事業による就業者の増加数 7年間(令和元年度～令和7年度)累計: 810人</p> <p>○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区 評価指標: 中部地域における航空宇宙産業の生産高 数値目標: 航空宇宙産業の生産高 10,818億円(令和元年度)→10,818億円(令和7年度) ※令和7年度までに令和元年度実績(コロナ前)まで回復</p> <p>○関西イノベーション国際戦略総合特区 評価指標: 研究結果による効果 数値目標: 特区支援制度活用による医薬品・医療機器の業事申請数 平成23年～令和7年度: 累積60件 (令和8年度: 累積63件※) ※当該特区では、令和8年度までを目標期間として設定しており、令和7年度は参考値。</p> <p>○グリーンアジア国際戦略総合特区 評価指標: 当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 数値目標: 年間売上高 約0.2兆円(平成22年12月)→約5.71兆円(令和7年)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる。 これにより、各特区が数値目標として掲げる、関連する産業の年間生産高・年間売上高や関連企業の投資額や誘致数等の数値目標の達成が実現される。</p>
--	--	--

		<p>つくば国際戦略総合特区においては、本税制措置の活用によって、イノベーションを創出する産学官の連携拠点の形成し、我が国の成長牽引等に資する4つの分野(サービスロボットの社会実装、革新的な医薬品等開発、環境・エネルギー、オープンイノベーションプラットフォーム推進)の産業化が促進され、国際競争力の向上に繋がる。</p> <p>京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区においては、本税制措置の活用によって、個別化・予防医療時代に対応した、革新的な医薬品・医療機器の研究開発や製造拠点の形成により、健康関連産業の創出に繋がる。</p> <p>アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区においては、本税制措置の活用によって、日本で唯一の材料を含む研究開発から設計・開発、製造・販売、保守管理までの一貫体制が構築され、アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスター形成に繋がる。</p> <p>関西イノベーション国際戦略総合特区においては、本税制措置の活用によって、当該地域が強みを有する分野のうち、医療・医薬分野の研究拠点や製造拠点が形成され、これらにより先端的なシーズや研究成果を実用化し、市場化に結び付けるイノベーションプラットフォームの構築の促進に繋がる。</p> <p>グリーンアジア国際戦略総合特区においては、本税制の活用によって、電気自動車や燃料電池自動車等の環境配慮型自動車の開発・生産拠点、半導体や有機EL等のグリーンデバイスの開発生産拠点及び産業用ロボット等の環境配慮型高機能製品の開発・生産拠点の形成が促進され、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点の構築に繋がる。</p> <p>このように、各特区が設けた総合特区計画の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進すること」に寄与する。</p>																																																
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="8">《延長分》法人数</td> </tr> <tr> <td>年度区分</td> <td>令和2</td> <td>令和3</td> <td>令和4</td> <td>令和5</td> <td>令和6</td> <td>令和7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> </table> <p>【算定根拠】 別紙のとおり (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数</p> <p>②: 適用額</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="8">《延長分》単位:百万円</td> </tr> <tr> <td>年度区分</td> <td>令和2</td> <td>令和3</td> <td>令和4</td> <td>令和5</td> <td>令和6</td> <td>令和7</td> <td></td> </tr> </table>	《延長分》法人数								年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7		特別償却	0	3	0	1	1	0		税額控除	6	7	10	10	3	4		《延長分》単位:百万円								年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	
《延長分》法人数																																																		
年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																																												
特別償却	0	3	0	1	1	0																																												
税額控除	6	7	10	10	3	4																																												
《延長分》単位:百万円																																																		
年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																																												

		<table border="1"> <tr> <td>適用額</td> <td>特別償却税額控除</td> <td>0</td> <td>200</td> <td>0</td> <td>130</td> <td>250</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>228</td> <td>3,616</td> <td>216</td> <td>765</td> <td>51</td> <td>1,644</td> </tr> </table> <p>【算定根拠】 別紙のとおり (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p>	適用額	特別償却税額控除	0	200	0	130	250	0			228	3,616	216	765	51	1,644												
適用額	特別償却税額控除	0	200	0	130	250	0																							
		228	3,616	216	765	51	1,644																							
	③: 減収額	<p>《延長分》単位:百万円</p> <table border="1"> <tr> <td>年度区分</td> <td>令和2</td> <td>令和3</td> <td>令和4</td> <td>令和5</td> <td>令和6</td> <td>令和7</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>51.4</td> <td>0</td> <td>33</td> <td>64</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>3.3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>6</td> <td>96</td> <td>5.6</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>43</td> </tr> </table> <p>【算定根拠】 別紙のとおり</p>	年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	法人税	0	51.4	0	33	64	0	法人住民税	0	3.3	0	2	4	0	法人事業税	6	96	5.6	20	4	43
年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																								
法人税	0	51.4	0	33	64	0																								
法人住民税	0	3.3	0	2	4	0																								
法人事業税	6	96	5.6	20	4	43																								
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○達成目標の実現状況 本税制措置を適用した国際戦略総合特区5区域においては、それぞれ複数の数値目標を掲げているが、総合特別区域法の目的は前述のとおり産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することとしていることから、各特区の数値目標のうち特に以下の観点を中心に評価指標としている。なお、前回評価では、設備投資額を評価とした特区もあったが、当該税制措置の効果は、単に設備投資を行うだけでなく、その整備した施設や導入した設備によって、特区目標に資する新しい製品の生産や研究開発に活用することをもって、より特区目標に寄与することを説明することが妥当なことから、今回の評価上は、設備投資額は参考指標としている。</p> <p>※評価対象は令和2年度からだが、2つの特区(京浜ライフ・アジア No.1)の目標設定期間が令和元年度からであるため、令和元年度以前・以降からで目標設定している特区も含め、以下の表は令和元年度からで統一している。</p> <p>○つくば国際戦略総合特区 評価指標: ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 数値目標: 事業・産業創出数 15件(令和3年度)→75件(令和7年度) (単位:件)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">適用事業数</td> <td colspan="3">特区目標(事業・産業創出数)※</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>実績値</td> <td>うち税制適用事業者分</td> </tr> </table>	適用事業数	特区目標(事業・産業創出数)※			目標値	実績値	うち税制適用事業者分																					
適用事業数	特区目標(事業・産業創出数)※																													
	目標値	実績値	うち税制適用事業者分																											

令和元年度	0	-	0	0
令和2年度	0	-	0	0
令和3年度	0	15	11	0
令和4年度	0	30	15	0
令和5年度	0	45	-	0
令和6年度	1	60	-	1
令和7年度	0	75	-	0

出典：特区自治体の適用事業者向け実績・見込み調査に基づく
 ※本税制措置を適用した事業所において、税制措置により新設した施設・設備に関連した事業・産業創出数を入れている。

つくば国際戦略総合特区では、令和元年～4年度まで適用実績がなく、令和6年度に設備導入が完了し税制適用する事業が1社見込まれ、こちらの事業者において事業・産業創出数が1件見込まれる(特許出願及び製品化予定)。引き続き、本特区においてはつくばという科学技術の各種拠点が集積する利点を活用し、イノベーションを創出する産学官の連携拠点を形成し、我が国の成長牽引等に資する4つの分野(サービスロボットの社会実装、革新的な医薬品等開発、環境・エネルギー、オープンイノベーションプラットフォーム推進)のうちの1分野の推進(環境・エネルギー)に貢献していく。

○京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区
 評価指標：特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果
 数値目標：特区関連事業による就業者の増加数
 7年間(令和元年度～令和7年度)累計：810人
 (単位：人)

	適用事業数(件)	特区目標(就業者の増加数)※		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	0	200	136	0
令和2年度	1	100	-18	0
令和3年度	3	110	525	205
令和4年度	3	100	120	10
令和5年度	0	100	-	0
令和6年度	0	100	-	0
令和7年度	1	100	-	21

出典：特区自治体の適用事業者向け実績・見込み調査に基づく
 ※本税制措置を適用した事業所において、税制措置により新設した施設・設備に関連して増加した就業者数を入れている。なお、事業者によっては新設した施設・設備と既存施設等における雇用者数を分けていない場合があり、その場合は当該年度の新規就業者数を全て含めている事業所がある。令和7年度は事業計画に基づく特区事業従事予定者の増加分であり、適用事業は令和8年度以降も就業者数の増加を計画している。

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区では、令和元年度から令和7年度の間に見込みを含め本税制措置の適用を受ける事業

者は計5社。このうち、設備投資が完了し、税制措置の適用を受けた施設が稼働したことにより、令和元年度から令和3年度の間に新たな就業者数が205人分増加するとともに、今後本税制を活用し設備投資を行う事業者が1社見込まれ、この事業所において計画では令和7年度には21名の就業者の増加が見込まれる。これらの取組の結果、個別化・予防医療時代に対応した、革新的な医薬品・医療機器の研究開発や製造拠点の形成により、健康関連産業の創出に繋がる。

○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区
 評価指標：中部地域における航空宇宙産業の生産高
 数値目標：航空宇宙産業の生産高
 10,818億円(令和元年度)→10,818億円(令和7年度)
 ※令和7年度までに令和元年度(コロナ前)まで回復
 (単位：億円)

	適用事業数(件)	特区目標(推計生産高)※1		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分※2
令和元年度	7	11,200	10,818	23.9【23.9】
令和2年度	2	11,800	7,307	5.0【28.9】
令和3年度	1	10,818	6,843	0.3【29.2】
令和4年度	0	10,818	0	0【29.2】
令和5年度	4	10,818	-	0.9【30.1】
令和6年度	2	10,818	-	【30.1 + α】
令和7年度	1	10,818	-	【30.1 + α】

出典：特区自治体の適用事業者向け実績・見込み調査に基づく
 ※1：本税制措置を適用して設備投資を行った事業所のうち、推計生産高を算定できた事業所の数とその推計生産高(整備した施設は引き続き活用されるため令和5年度以降も売上高が計上されていくことが見込まれる)
 ※2：【】内は、令和元年度～令和5年度分は整備施設の累計生産高を記載。令和6年度以降は、30.1億円+導入設備分(=+αの生産高)を記載。

アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区では、新型コロナウイルス感染症収束後の航空機需要回復を見据え、中部地域における航空宇宙産業の生産高を令和元年度実績(10,818億円)まで回復させることを目指した数値目標としている。
 令和元年度以降は実績値及び本税制措置を活用する事業所数は減少しているが、足元では、航空機需要は回復に転じ、今後20年間でジェット旅客機の運行機数が1.6倍に増加すると見込まれており、当特区の令和5年度の推計生産高は令和3年度の3倍となっている。この需要回復局面において、世界的な競争が一層激化することが予想される。そうした中で、日本最大の産業集積地である中部地域のサプライヤーが、激しい競争に打ち勝つための生産体制の整備を後押し積極的な設備投資を支援することが、アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスター形成に繋がる。今後も、税制適用された事業者においては、整備した設備等を活用した生産が令和6年度以降も行われ、30.1億円+導入設備分(+α)の生産高が見込まれており目標への寄与が見込まれる。

○関西イノベーション国際戦略総合特区
 評価指標：研究結果による効果
 数値目標：特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数
 平成23年度～令和8年度の累積件数 63件
 (単位：件)

※1	適用事業数	特区目標(累計の薬事申請数)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分※2
令和元年度	5	27	37	3
令和2年度	3	30	45	6
令和3年度	3	33	52	9
令和4年度	1	51	54	9
令和5年度	1	54	-	10
令和6年度	1	57	-	11
令和7年度	1	60	-	12
令和8年度	1	63	-	13

出典：特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づくもの、税制適用事業者分は※2のとおり特区地域協議会事務局の試算値。
 ※1：本特区は現区域計画を令和8年度までとしているため、上記表には令和8年度まで記載している。
 ※2：「うち税制適用事業者分」のうち、推計申請件数については、本税制措置を適用した事業所において、税制措置により取得した開発研究用器具備品に関連した推計申請件数を記載している。なお、推計申請件数は、実績を元に本特区地域協議会事務局において試算した数値である。

関西イノベーション国際戦略総合特区では、令和元年度から令和8年度の間に見込みを含め本税制措置の適用を受ける事業者は計6社。このうち、設備投資が完了し、税制措置の適用を受け取得した開発研究用器具備品を活用したことにより、薬事申請数は令和4年度には54件のうち税制適用事業者分は9件になるとともに、今後設備投資を行う事業者が1社見込まれ、これらの事業所において令和8年度までに、累積推計申請数が13件見込まれる。これらの取組の結果、当該地域が強みを有する分野のうち、医療・医薬分野の研究拠点や製造拠点が形成され、これらにより先端的なシーズや研究成果を実用化し、市場化に結び付けるイノベーションプラットフォームの構築の促進に繋がる。今後も、税制適用された事業者においては、整備した設備等を活用した研究開発等が行われ、令和6年度以降も薬事申請が1件ずつ増加することが見込まれており、目標への寄与が見込まれる。

グリーンアジア国際戦略総合特区
 評価指標：当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高
 数値目標：年間売上高
 約0.2兆円(平成22年12月現在)→約5.71兆円(令和7年)
 (単位：百億円)

適用事業	特区目標(年間売上高)※1

	業数(件)	目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	9	420	370	343
令和2年度	9	519	329	301
令和3年度	9	424	323	288
令和4年度	6	461	321	288
令和5年度	5	497	-	288+α※2
令和6年度	0	534	-	288+α※2
令和7年度	1	571	-	288+α※2

出典：本特区が独自に実施した委託調査の結果に基づく
 ※1：推計売上高は、上記委託調査による、当該年度における税制措置活用分野の合計値。(一部税制対象資産以外による売上高も含む)
 ※2：令和元年度～令和4年度までは委託調査によるもの。令和5年度以降は、施設の稼働前のため見込値が算定されていないが、施設稼働により一定の売上高が見込まれるため令和4年度ペースで+αと表記した。

グリーンアジア国際戦略総合特区では、令和元年度から令和7年度の間に見込みを含め本税制措置の適用を受ける事業者は計23社。このうち、設備投資が完了し、税制措置の適用を受けた施設が稼働したことにより推計売上高は令和4年度には約2兆8,800億円になるとともに、令和5年度以降本税制を活用し設備投資を行う事業が6社見込まれる。これらの取組の結果、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点の構築に繋がる。(整備した施設は引き続き活用されるため令和5年度以降も288億円+導入設備分(=+α)の売上高が計上されていくことが見込まれる)
 今後も、税制適用された事業者においては、整備した設備等を活用した生産が行われ、目標への寄与が見込まれる。

参考：本税制措置による設備投資の地域経済への効果
 本税制措置を適用して設備投資を行う場合、設備投資による直接的な効果も発生することから、令和元年度から令和4年度における設備投資累計額を参考までに整理している。

特区名	適用法人数	令和元～4年度設備投資額総計
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	4	約81億円
アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	8	約26億円
関西イノベーション国際戦略総合特区	6	約29億円
グリーンアジア国際戦略総合特区	21	約1,113億円

また、参考までに令和4年度に適用事業者向けに実施したアンケート調査において、上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、設備投資額1,935億円、総合経済波及効果は約4,487億円、雇用誘発効果は17,659人を実現している。また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備

		<p>投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は22.7%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約438億円(1,935億円×22.7%)と推計される。</p> <p>また、将来の効果についても上記アンケート調査及び租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査から令和5年度～令和7年度の事業着手・拡大誘因効果は予定設備投資額348億円×22.7%=79億円と推計される。</p> <p>○設備投資額に幅があり、適用数が僅少等であることについて 本税制措置は、各特区が目指す国際競争力の強化を目指す特定の産業分野の取組を支援するものである。税制対象分野は、現在大きく分けて3分野であり産業技術、高度医療、環境技術となっており、これらの各分野は市場規模などや市場を巡る環境がそれぞれ異なっている。例えば、グリーンアジア特区においては、現在市場規模が急速に拡大する環境配慮型自動車(電気自動車など)関連分野の国際競争力の強化を図るための取組が近年行われており、大型の投資を行う傾向がある。他方、アジアNo.1航空宇宙クラスター特区では、我が国は旅客機製造を行える事業者が少ないが、旅客機の製造に必要な基幹部品などの製造を担う事業者(サプライヤー)が多く、個々の部品ごとの市場規模は小さいがこれらの製造を担うサプライヤーの集積を担う特区目標を掲げている。このように、各特区の目指す目標や適用事業者が狙う競争分野により設備投資規模は異なるものである。</p> <p>次に、本税制措置の適用数は、令和元年度から令和4年度においては46事業が適用しており、これらの事業は総合特区制度の目的である国際競争力の強化に資する取り組みであり、かつ各特区が定める計画及び特区目標に沿う事業のみが適用されるものに限定されている。また、前述の効果からみても各事業は特区目標の達成に貢献する取組が行われている。</p> <p>適用数は僅少であるが、令和5年度以降、つくば国際戦略総合特区は、特区目標「事業・産業創出数」が1件見込まれること、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区は、特区目標「就業者の増加数」が21名見込まれかつ令和8年度も増加予定であること、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区では、特区目標「推計生産高」が令和6年度以降の毎年度30.1億円+αが見込まれること、関西イノベーション国際戦略総合特区では、特区目標「累計の薬事申請数」が令和5～8年度の間4件が見込まれること、グリーンアジア国際戦略総合特区では、特区目標「年間売上高」が令和5年度以降の毎年度288億円+αが見込まれることから、これらを踏まえ、各特区が掲げる目標達成に寄与し、産業の国際競争力の強化に資する各特区の事業計画に基づく産業分野の集積が図られており、このことから達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。</p>
--	--	---

		<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p> <p>租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、当該設備投資の結果、国際競争力の強化に資する研究開発や新製品開発などにより市場の獲得等により、前述「④効果」とおり各特区の数値目標の達成につながるため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国際戦略総合特区は、特区に指定された地域における地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、特区ごとに定めた特定分野について産業の国際競争力の強化を図るためにこれらに取り組む民間事業者の創意工夫により実現しているものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考えられる。</p> <p>また、国際戦略総合特区制度は、産業の国際競争力の強化を図るため、特区が定めた特定分野の産業集積を図るため計画を設定し、特区の政策目的の達成を把握するための目標値を設定し、取り組んでいるものであり、本税制措置は、その目的を達成に資する事業を実効性・具体的なインセンティブ措置であることから妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。補助金等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や税額控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(R3内閣04)

(別紙 1)

総合特区設備投資促進税制
減収額の算定根拠

令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	0 件	財務省適用実態調査	
適用法人数(税額控除)	6 件	財務省適用実態調査	
① 特別償却実施額	0	財務省適用実態調査	
② 税額控除実施額	228.62 百万円	財務省適用実態調査	
③ 減収額	258.11 百万円	0 百万円+252.17 百万円+0 百万円+5.94 百万円	④-1+④-2+⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	0 百万円	(0 百万円×23.2%)×(1+10.3%)	(①×税率)×(1+税率)
④-2 法人税(税額控除)	252.17 百万円	(228.62 百万円)×(1+10.3%)	②×(1+税率)
⑤ 法人住民税	0 百万円	0 百万円×23.2%×7.0%	①×税率×税率
⑥ 法人事業税	5.94 百万円	0 円+5.94 百万円	⑦+⑧
⑦ 所得割	0 百万円	0 百万円×1%	①×税率
⑧ 特別法人事業税	5.94 百万円	228.62 百万円×1%×260%	②×税率

令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	3 件	財務省適用実態調査	
適用法人数(税額控除)	7 件	財務省適用実態調査	
① 特別償却実施額	200.88 百万円	財務省適用実態調査	
② 税額控除実施額	3616.49 百万円	財務省適用実態調査	
③ 減収額	4139.69 百万円	51.4 百万円+3988.99 百万円+3.26 百万円+96.04 百万円	④-1+④-2+⑤+⑥

④-1 法人税(特別償却)	51.4 百万円	(200.88 百万円×23.2%)×(1+10.3%)	(①×税率)×(1+税率)
④-2 法人税(税額控除)	3988.99 百万円	(3616.49 百万円)×(1+10.3%)	②×(1+税率)
⑤ 法人住民税	3.26 百万円	200.88 百万円×23.2%×7.0%	①×税率×税率
⑥ 法人事業税	96.04 百万円	2.01 百万円+94.03 百万円	⑦+⑧
⑦ 所得割	2.01 百万円	200.88 百万円×1%	①×税率
⑧ 特別法人事業税	94.03 百万円	3616.49 百万円×1%×260%	②×税率

令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	0 件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
適用法人数(税額控除)	10 件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
① 特別償却実施額	0 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
② 税額控除実施額	216 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③ 減収額	243.86 百万円	0 百万円+238.25 百万円+0 百万円+5.62 百万円	④-1+④-2+⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	0 百万円	(0 百万円×23.2%)×(1+10.3%)	(①×税率)×(1+税率)
④-2 法人税(税額控除)	238.25 百万円	(216 百万円)×(1+10.3%)	②×(1+税率)

⑤法人住民税	0百万円	0百万円 × 23.2% × 7.0%	① × 税率 × 税率
⑥法人事業税	5.62百万円	0百万円+5.62百万円	⑦+⑧
⑦所得割	0百万円	0百万円 × 1%	① × 税率
⑧特別法人事業税	5.62百万円	216百万円 × 1% × 260%	② × 税率

令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数（特別償却）	1件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
適用法人数（税額控除）	10件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
①特別償却実施額	130百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②税額控除実施額	765百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③減収額	900.36百万円	33.27百万円+843.8百万円+2.11百万円+21.19百万円	④-1+④-2+⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	33.27百万円	(130百万円 × 23.2%) × (1+10.3%)	(① × 税率) × (1+税率)
④-2 法人税(税額控除)	843.8百万円	(765百万円) × (1+10.3%)	② × (1+税率)
⑤法人住民税	2.11百万円	130百万円 × 23.2% × 7.0%	① × 税率 × 税率
⑥法人事業税	21.19百万円	1.3百万円+19.89百万円	⑦+⑧
⑦所得割	1.3百万円	130百万円 × 1%	① × 税率
⑧特別法人事業税	19.89百万円	765百万円 × 1% × 260%	② × 税率

令和6年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数（特別償却）	1件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
適用法人数（税額控除）	3件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
①特別償却実施額	250百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②税額控除実施額	51百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③減収額	128.11百万円	63.97百万円+56.25百万円+4.06百万円+3.83百万円	④-1+④-2+⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	63.97百万円	(250百万円 × 23.2%) × (1+10.3%)	(① × 税率) × (1+税率)
④-2 法人税(税額控除)	56.25百万円	(51百万円) × (1+10.3%)	② × (1+税率)
⑤法人住民税	4.06百万円	250百万円 × 23.2% × 7.0%	① × 税率 × 税率
⑥法人事業税	3.83百万円	2.5百万円+1.33百万円	⑦+⑧
⑦所得割	2.5百万円	250百万円 × 1%	① × 税率
⑧特別法人事業税	1.33百万円	51百万円 × 1% × 260%	② × 税率

令和7年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数（特別償却）	0 件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
適用法人数（税額控除）	4 件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
①特別償却実施額	0 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②税額控除実施額	1644 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③減収額	1856.08 百万円	0 百万円+1813.33 百万円+0 百万円+42.74 百万円	④-1+④-2 +⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	0 百万円	$(0 \text{ 百万円} \times 23.2\%) \times (1 + 10.3\%)$	$(① \times \text{税率}) \times (1 + \text{税率})$
④-2 法人税(税額控除)	1813.33 百万円	$(1644 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$② \times (1 + \text{税率})$
⑤法人住民税	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$① \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑥法人事業税	42.74 百万円	0 百万円+42.74 百万円	⑦+⑧
⑦所得割	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 1\%$	$① \times \text{税率}$
⑧特別法人事業税	42.74 百万円	$1644 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$② \times \text{税率}$

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に、事業者のニーズを踏まえて、事業者の支援等を着実に実施。以下同じ。）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかになされていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（事業再生支援は、今後も民業補充の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかになされていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標（経営者保証付債権の買取・整理を通じて経営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかになされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 数値目標の設定は困難ではあるが、政策目的を達成するための具体的取組として、「民業補充の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に、事業者のニーズを踏まえて、事業者の支援等を着実に実施していく。」ということ達成目標として設定している。</p> <p>② 目標達成時期については、令和2年6月の法改正により延長が認められた、機構の業務完了期限である令和13年3月末とする。</p> <p>③～⑤ 機構は所期の達成目標のとおり、事業再生支援等により地域経済の活性化を図りつつも、令和2年法改正以降、現下の経済、社会情勢を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業への支援に重点を置いているところ（※）。この点を、より分かりやすく具体的に記載する観点から、達成目標の内容の変更ではなく表現の修正のみを行ったものであり、引き続き、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域の信用秩序の基盤強化を行うことに変わりない旨本文にも明記した。</p> <p>※ 参考 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）（抜粋） 第2章 取り組み施策 Ⅲ. 次の段階として官民を挙げた経済活動の回復 2. 地域経済の活性化 （前略）これら地域経済の活性化等に向けて、・・・地域経済活性化支援機構（REVIC）等において地域の中堅・中小企業の経営基盤等を支援する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課</p>

題とする。
②～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 全ての所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 全ての所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかになされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 達成目標に対する過去の直接的な効果を把握することは困難であるが、税制上の所</p>

<p>要の措置が講じられていたことにより、当機構の業務遂行のための財産基盤の安定が図られ、もって支援の着実な実施に寄与したと考えられる。</p> <p>② 機構は、新型コロナウイルス等により経営が悪化した事業者に対する事業再生支援やファンドを通じた支援等において、機構の特徴であるハンズオン支援による手間暇（コスト）をかけた支援を行っていることから、収益面では非常に厳しい状況となっている。そうした中、業務完了期限まで、財務基盤を維持して支援業務を継続する必要がある。今後も、支援件数を積み上げていく上で必要な財務基盤を維持する政策手段として、利益に関わりなく資本金額に応じて流出する租税公課の負担の軽減が可能な本特例措置を講じることは妥当であると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の直接的な効果について、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 機構の事業再生支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた支援等は、民業補完の原則の下、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者等の事業の再生を支援することにより、地域経済の活性化を図る中で、引き続き、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者からの相談を受けて事業再生支援等の検討も進めているところであり、税制上の所要の措置が講じられることにより、将来においても当機構の業務遂行のための財産基盤の安定が図られ、もって支援の着実な実施に寄与すると考えられる。</p> <p>② 達成目標に対する将来の直接的な効果については、税制上の所要の措置が講じられることにより、将来においても当機構の業務遂行のための財産基盤の安定が図られ、もって支援の着実な実施に寄与すると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税6)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(株)地域経済活性化支援機構(以下「当機構」という。)は、平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受けて、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年3月に成立・施行した「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)に基づき、(株)企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)を抜本的に改組・機能拡充し、設立された組織である。</p> <p>令和2年6月19日に「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」が公布・施行され、機構の支援・出資決定期限が令和8年3月末、業務完了期限が令和13年3月末にそれぞれ5年間延長された。</p> <p>当機構について、令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が認められている。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>上記措置の適用期限を当機構の業務完了により解散するまでの期間(令和12年度まで)延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法第72条の12第2号、地方税法附則第9条第11項</p>
5	担当部局	内閣府地域経済活性化支援機構担当室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和元年度～12年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>前身の企業再生支援機構の創設に際して、平成20年度税制改正要望において本措置を初めて要望し、特例措置が認められた(なお、平成25年度税制改正要望において、平成25年3月に改組した当機構にも引き続き適用されることになった)。</p> <p>平成26年度税制改正及び平成31年度税制改正において、延長要望を行い、令和6年3月31日まで特例措置の延長が認められた。</p>
8	適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間

			(令和6年度～12年度まで)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者への支援等による、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域の信用秩序の基盤強化。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第1条</p> <p>株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月20日閣議決定)(抜粋)</p> <p>第2章 取り組む施策</p> <p>Ⅲ. 次の段階として官民を挙げた経済活動の回復</p> <p>2. 地域経済の活性化</p> <p>(前略)これら地域経済の活性化等に向けて、…地域経済活性化支援機構(REVIC)等において地域の中堅・中小企業の経営基盤等を支援する。</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>6. 地域経済活性化事業等支援政策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>6. 地域経済活性化に関する施策の推進</p>
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者への支援等による、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域の信用秩序の基盤強化</p> <p>令和2年6月に当機構の支援・出資決定期限及び業務完了期限がそれぞれ5年間延長された後は、法改正の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者に対して、事業者のニーズに応じて、事業再生支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた支援、特定支援等を進めているところ。</p> <p>今後も、令和2年6月の法改正により延長が認められた令和13年3月末まで、引き続き、民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に、事業者のニーズを踏まえて、事業者の支援等を着実に実施していく。</p> <p>上記の取組みは、地域経済の活性化等に資することを目的とするとい</p>

		う点で、従前の目標からかわるものではない。																
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置を講じることにより、当機構の財務基盤が維持され、地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮することができる。																
10	有効性等	①: 適用数 適用件数: 1件(当機構のみ)(令和元年度以降毎年)																
		②: 適用額 適用額: 11,103,800千円(令和元、2、4年度) 6,965,360千円(令和3年度) 【算定根拠】 (令和元、2、4年度) 資本金額(13,103,800千円)－特例措置適用後の資本金額(2,000,000千円) (令和3年度) 資本金額(13,103,800千円)－当機構の子会社の残余財産のうち資本剰余金部分(4,138,440千円)－特例措置適用後の資本金額(2,000,000千円)																
	③: 減収額 (単位: 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>58</td> <td>58</td> <td>36</td> <td>58</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p>(見込み)</p> <p>(注) 令和3年度は、当機構の子会社の残余財産のうち資本剰余金部分を親会社(当機構)の資本から減少させている。</p> <p>【算定根拠】 ①特例措置適用前 資本金額 13,103,800千円×税率(東京都)0.525%＝68,795千円 ②特例措置適用後 資本金額 2,000,000千円×税率(東京都)0.525%＝10,500千円 ①－②＝58,295千円</p> <p>なお、減収額の算定根拠は、「適用前資本金×利率」と「適用後資本金×利率」の差分であるため、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」で把握される適用額が計算式に直接表れないもの、実質的に同報告書で把握される適用額の考え方を踏襲した計算方法としている。</p> <p>また、将来の減収額については、令和5年度以降の資本移動が現時点では予定されていないことから、令和4年度と同じ58百万円を予想。</p>	年度	R1	R2	R3	R4	R5 以降	区分						法人事業税	58	58	36	58
年度	R1	R2	R3	R4	R5 以降													
区分																		
法人事業税	58	58	36	58	58													

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 令和2年6月に当機構の支援・出資決定期限及び業務完了期限がそれぞれ5年間延長された後は、法改正の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者に対して、事業者のニーズに応じて、事業再生支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた支援、特定支援等を進めているところであり、令和5年5月末時点で、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者に対して、事業再生支援7件、ファンドを通じた支援21件、特定支援19件を行い、地域経済の活性化に一定の役割を果たしている。</p> <p>所期の目標の達成状況については、上記の取組実績のとおり着実に件数を積み上げて地域経済の活性化に取り組んでいることから、目標を達成した。</p> <p>(参考1)各年度の事業再生支援決定数(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業再生支援決定(件数)</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2(2)</td> <td>5(5)</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>()書きはコロナ関連。令和5年度は5月末時点。</p> <p>(参考2)各年度のファンドを通じた支援数(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ファンドを通じた支援(件数)</td> <td>28</td> <td>17(2)</td> <td>21(9)</td> <td>20(8)</td> <td>8(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()書きはコロナ関連。令和5年度は5月末時点。</p> <p>(参考3)各年度の特定支援決定数(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定支援決定(件数)</td> <td>22</td> <td>24(2)</td> <td>14(3)</td> <td>10(10)</td> <td>4(4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()書きはコロナ関連。令和5年度は5月末時点。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置を講じることにより、財務基盤が維持され、当機構は、年間58百万円の税負担額相当分を地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮(事業者への出融資)することができる。 当機構が業務を遂行するためには十分な財産基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財産基盤が損なわれるおそれがある。</p>	年度	令和元	2	3	4	5	区分						事業再生支援決定(件数)	1	0	2(2)	5(5)	0	年度	令和元	2	3	4	5	区分						ファンドを通じた支援(件数)	28	17(2)	21(9)	20(8)	8(2)	年度	令和元	2	3	4	5	区分						特定支援決定(件数)	22	24(2)	14(3)	10(10)	4(4)
年度	令和元	2	3	4	5																																																			
区分																																																								
事業再生支援決定(件数)	1	0	2(2)	5(5)	0																																																			
年度	令和元	2	3	4	5																																																			
区分																																																								
ファンドを通じた支援(件数)	28	17(2)	21(9)	20(8)	8(2)																																																			
年度	令和元	2	3	4	5																																																			
区分																																																								
特定支援決定(件数)	22	24(2)	14(3)	10(10)	4(4)																																																			

		⑤: 税収減を是認する理由等	当機構は、ハンズオン支援による手間暇(コスト)をかけた支援を行っていることから収益面としては非常に厳しい状況となっており、本措置を講じることにより、財務基盤が維持され、年間 58 百万円の税負担額相当分を地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮(事業者への出融資)することができることから税収減を是認する効果がある。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置を講じることにより、当機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、財務基盤が維持される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てるよりも執行コストが小さく妥当である。 なお、東日本大震災事業者再生支援機構、整理回収機構などの公的な機構でも同様の措置が講じられている。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同一の目的であるほかの措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	当機構は、全国各地において、事業再生支援や地域活性化支援を行っており、こうした取組は、地域経済の活性化に資することから、地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月 (H30 内閣 10)